

平成31年陸別町議会3月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成31年3月6日	午前10時00分	議長	宮川	寛
	散会	平成31年3月6日	午後3時37分	議長	宮川	寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲⊗ 公務欠席を示す	7	谷 郁司	○			
会議録署名議員	本田 学		山本厚一			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 早坂政志			主任主査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	野下純一		
	監査委員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治	会計管理者	芳賀均		
	総務課長	高橋豊	町民課長	（芳賀均）		
	産業振興課長	副島俊樹	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保児童診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課主幹	瀧澤徹	総務課主幹	空井猛壽		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	有田勝彦				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第2号	地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
5	議案第3号	平成30年度陸別町一般会計補正予算（第7号）
6	議案第4号	平成30年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
7	議案第5号	平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）
8	議案第6号	平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
9	議案第7号	平成30年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
10	議案第8号	平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
11	議案第9号	平成30年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
12	議案第10号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
13	議案第11号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
14	議案第12号	陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（早坂政志君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成31年陸別町議会3月定例会を開会します。

---

### ◎表彰状の伝達

---

○議長（宮川 寛君） 会議に先立ち、全国町村議会議長会からの表彰状の伝達を行います。

事務局長より、表彰を受けられた議員を紹介します。

○事務局長（早坂政志君） このたびの表彰は、2月6日に開催されました全国町村議会議長会定期総会におきまして、同会の表彰規程に基づき、自治功労者表彰を受けられたものであります。

それでは、表彰を受けられました議員を御紹介いたします。

町村議会議長として7年以上在職し功労のありました宮川議長、町村議会議員として27年以上在職し功労のありました山本議員、同じく15年以上在職し功労のありました谷議員、この3名の皆さんであります。

受賞されました宮川議長、山本議員、谷議員並びに本田副議長は、演壇の前にお進みください。

初めに、宮川議長に対し、本田副議長から伝達をお願いいたします。

○副議長（本田 学君） 表彰状。

北海道陸別町、宮川寛殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与貢献された功績はまことに多大であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日。

全国町村議会議長会、会長櫻井正人。代読。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（早坂政志君） 本田副議長は、席のほうにお戻りください。

続きまして、山本議員、谷議員に対し、宮川議長から伝達をお願いいたします。

山本議員は前へお進みください。

○議長（宮川 寛君） 表彰状。

北海道陸別町、山本厚一殿。

あなたは、町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績が誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日。

全国町村議会議長会、会長櫻井正人。代読。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（早坂政志君） 次に、谷議員は前へお進みください。

○議長（宮川 寛君） 表彰状。

北海道陸別町、谷郁司殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日。

全国町村議会議長会、会長櫻井正人。代読。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（早坂政志君） それでは、皆さん、自席にお戻りください。

○議長（宮川 寛君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 12月27日第5回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしている書面のとおりであります。

なお、お手元に配付しております事業、業務、工事等の発注一覧につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

野下教育長。

○教育長（野下純一君）〔登壇〕 12月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

書面の中から2点、報告いたします。

1月3日、平成31年陸別町成人式をタウンホールで挙行いたしました。

対象者34名のうち14名が出席いたしました。初めに式辞を述べた後、野尻町長と本田副議長から心のもったお祝いの言葉をいただきました。成人者を代表して上杉純大さんが、「今年度は開町100年の年であります。今まで、この土地を開拓し守ってきた先人の遺志を受け継ぎ、今度は私たちが切り開く番です」と成人の決意を述べました。会場では、御家族の皆様とともに新成人の門出をお祝いしたところであります。

2点目は、2月28日陸別町小中一貫教育推進事業報告会の開催についてであります。

平成31年度から開始する小中一貫教育に向けたこの一年間の取り組みの状況及びその成果と課題を保護者、地域住民、学校関係者の皆様にお知らせをするため開催をしております。また、同じく平成31年度から導入するコミュニティ・スクールについて説明を行っております。

次に、口頭で1点、報告いたします。

平成26年11月11日、陸別町小学校の理科の実験中、当時6年生の男子1名が実験中に目を負傷した事故について、4年が過ぎておりますので、治療の経過について報告いたします。

事故の翌年の平成27年5月、旭川医大病院にて目の表面に付着していたカルシウムを除去するための手術を行い、同年6月16日に退院した以降、引き続き旭川医大病院に2カ月に一度通院治療を続けておりましたが、昨年からは約4カ月に一度の通院治療を引き続き受けております。男子生徒は、現在、本別高校1年に在籍しております。通常の活動は送られておりますが、点眼など欠かさず続けていかなければならない状況はこれまでと変わりはありません。今後とも御家族には誠意を持って対応してまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

---

## ◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、4番本田議員、5番山本議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、3月4日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成31年陸別町議会3月定例会の運営について、3月4日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、専決処分の承認1件、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について1件、条例関係3件、補正予算7会計、新年度予算7会計の合わせて19件であります。

議会関係では、一般質問3名、委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から3月13日までの8日間とし、3月9日と10日の2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、3月8日と13日につきましては予備の日として、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り会議を開くことに決定しました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。議案第3号から第9号までの平成30年度各会計補正予算7件、議案第13号から議案第19号までの平成31年度各会計当初予算7件は一括して説明を受けることとし、従前同様、質疑、討論、採決を各会計、議案ごとに行うことにいたしましたので御了承をお願いいたします。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から3月13日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの8日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第1号専決処分の承認を求めることについて

---

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第1号専決処分の承認を求めることについてですが、北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について、北海道市町村総合事務組合より協議がありましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をしたところであり、その内容につきまして議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから議案第1号専決処分の承認を求めることについての説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

地方自治法第179条第1項は、普通地方公共団体の長において、議会を招集するいとまがないと認めるとき、または議会において議決をすべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるという規定でございます。同法の同条第3項では、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないというものでございます。

議案書の2ページをお開きください。

専決処分書。

北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止についてということでございます。北海道市町村総合事務組合により協議があったが、議会を招集するいとまがないと認め、次のとおり専決処分をするものでございます。

北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止についてでございます。

議案書の3ページになります。

北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を定め、北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1073号指令）を廃止するものでございます。

まず、この背景につきましては、このたび総務省から本組合に非常勤消防団員に係る損害補償等及び非常勤職員に係る公務災害補償等を共同処理する団体が事務ごとに異なる複合的一部事務組合であります、地方自治法第285条なのですがすけれども、複合的一部事務組合は、市町村及び特別区しかこれを設置できず、北海道が構成員となつてなつている石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びに北海道が構成員となつてなつている一部事務組合、構成員とする北海道市町村職員退職手当組合は複合的一部事務組合である本組合に加入することができないことから、早急に総務省から見直しを求められる要請があるところでございます。

つきましては、現段階で北海道市町村総合事務組合の存立、行為の法的根拠を欠く状況になっておりますので、本組合に加入できなくなる。今説明した3団体につきまして、事務処理を受託という形で取り扱うということが必要になるために早急に是正することが必要になっております。

総務省からの指摘を踏まえて、現行の北海道市町村総合事務組合同規約の適法性がないことから、現行規約を一旦廃止して、今回新たに規約を制定するものでございます。

規約を制定する関係必要書類の提出期限が平成31年2月18日のため、このことから地方自治法179条第1項の規定により専決処分をお願いするものでございます。

地方自治法第28条第1項の規定は、一部事務組合はこれを組織する地方公共団体の数を増減、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県に加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないという規定でございます。そのため、今回議会の議決を求めるものでございます。

地方自治法第285条は、市町村及び特別区の事務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については市町村、または、特別区の共同しようとする事務がほかの市町村、または特別区の共同処理をしようとする事務と同一の種類のものでない場合においては、これを設けることを妨げるものではないという規定でございます。



以上のことから、今回の改正内容は大きく3点ほどあります。

後ほど議案説明書の新旧対照表で説明いたしますが、1点目といたしましては、別表第1及び第2の石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合をまず削除すること。

2点目は、本組合に加入できなくなることから、この3団体のほか、地方公共団体からの事務の委託を受けられる旨を新たに条文に加えるものでございます。これについては、第14条の関係になります。

3点目につきましては、平成29年度、30年度中に構成団体の名称変更等があったものについては、今回の規約で変更するというものでございます。平成29年度につきましては、「江差町ほか2町学校給食組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称の変更、「西胆振消防組合」が「西胆振行政事務組合」に名称が変更。平成30年度は、十勝環境複合事務組合が平成30年3月31日で解散いたしましたので、別表からの削除ということになります。

それでは、議案説明書の資料ナンバー1-1をお開きください。

新旧対照表となっております。右が現規約で、左が新規約案として、それぞれ変更する点に下線が引かれております。

新規約案として、新たに第14条として本組合に加入できなくなる、今回3団体なのですけれども、ほかの地方公共団体からの事務の委託の申し出があった場合、これを受託することができるという規定でございます。

第14条を読み上げます。

事務の受託。

第14条、組合は、地方自治法第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができるということでございます。

地方自治法第292条の規定は、普通地方公共団体に関する規定の準用であり、同じく252条の14第1項の規定は、普通地方公共団体は協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を普通地方公共団体の長、委員会もしくは委員の権限に関する国、ほかの地方公共団体、その他公共団体の事務の一部をほかの普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長または道市の委員会もしくは委員はこれを管理し及び施行させることができるという規定であります。これにより、今回3団体及びほかの地方公共団体からの事務の委託を申し出があった場合は、これを受託することができるということでございます。

次に、現規約の第14条が1条繰り下がっておりますので、新規約案のほうでは第15条に改正するものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

2として、北海道市町村総合事務組合規約は、廃止するであります。

それでは、表の改正点を申し上げます。

別表第1中、まず表の一番上になります。「支庁名」を新しく「管内」へということで変更です。先ほど申し上げた石狩振興局の数が「15」を「12」に改め、「北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団」を削除しております。

次に、檜山振興局の欄で、現規約では「、江差町ほか2町学校給食組合」を「、江差町・上ノ国町学校給食組合」に、そして胆振総合振興局の欄では、現規約では「、西胆振消防組合」を「、西胆振行政事務組合」へと改めるものであります。

一番下の表になります。十勝総合振興局の数の「25」を「24」に改め、現規約の「、十勝環境複合事務組合」が平成30年3月31日に解散しておりますので、新規約案では削除しております。

次に、資料ナンバー1-2を御参照してください。

別表第2中、1として消防組織法の欄で、現規約の「、西胆振消防組合」を新規約案では「、西胆振行政事務組合」に改め、下の表の9、地方公務員災害補償法の欄では、現規約の「北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団」を新規約案では削除し、現規約の「、江差町ほか2町学校給食組合」と「、西胆振消防組合」を新規約案のほうでは「江差町・上ノ国町学校給食組合」と「、西胆振行政事務組合」に改め、現規約の「、十勝環境複合事務組合」を新規約案のほうでは削除しております。

それでは、議案の3ページにお戻りください。

新たに制定する北海道市町村総合事務組合規約については、4ページから10ページの規約の内容になっております。内容につきましては、今説明したとおりなので、6ページの附則だけを読み上げます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により北海道知事の許可のあった日から施行する。

2、北海道市町村総合事務組合規約は、廃止するものであります。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきますので、御質問によりお答えしていきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第4 議案第2号地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整理 に関する条例

---

○議長(宮川 寛君) 日程第4 議案第2号地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第2号地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてですが、地方公務員法等の改正に伴い、条項の移動及び文言の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第2号地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案集11ページですけれども、説明をさせていただきたいと思います。

資料ナンバー2-1をお開きください。

資料ナンバー2-1は、地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表でございます。

今回、この提案に当たりましては、例規集をチェックしましたところ、地方公務員法など法律8本の改正がありました条文の関係する例の中の条文の移動等が発見されましたので、今回、関係する整理に関する条例として提案をさせていただくという内容でございます。

右側が改正前、左側が新ということで改正後でございますが、まず、第1条の改正については、陸別町行政手続条例の一部改正する条例です。旧のほうでいきますと、第1条で「行政手続法第38条の規定の趣旨にのっとり」とありますが、改正後、新のほうでは、これを削除しております。これは、条文の整理ということで御理解をいただきたいと思っております。

第2条による改正ですが、公平委員会の委員を服務の宣誓に関する条例の一部改正であ

ります。これは、改正前の旧のほうでいきますと、第1条で地方公務員法「第9条第12項」とあります。改正後では「第9条の2第12項」ということで改正するということになります。改正箇所については、新旧とも下線を引いておりますので、そこを見ていただければと思います。

第3条による改正につきましては、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正です。旧のほうでいきますと、第1条で、2行目の及び農業委員会等に関する法律「第29条第4項」とございます。改正後の法では、及び農業委員会等に関する法律「第35条第4項」と条文の移動がございます。

次のページになります。2-2になります。第4条による改正でございます。

職員の旅費支給条例の一部改正でございます。改正前のほうでは、第1条で地方公務員法「第24条第6項」とありますが、改正後では「第24条第5項」に移動すると。

その下の旅費の条例の関係ですが、第35条で、改正前は労働基準法、若しくは「第68条」の規定とございますが、改正後のほうでは「第64条」に移動になると。

第5条による改正でございます。

陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正でございます。設備の基準の第28条でございます。次のページ、2-3になります。資料の2-3ですが、旧では4階以上の階、その下に避難用とございます。その中で、下から7行目のほうに括弧書きで「同条第3項第1号」とございます。これは、改正後のほうでいきますと「同条第3項第2号」に移動すると。これは建築基準法施行令の改正ということになります。

次のページ、同じく設備の基準で第43条でございます。

2-5を開いてください。資料2-5です。改正前では、4階以上の階、1の避難用で、1の下から3行目、かつ「同条第3項第2号、第3号及び第9号」と下線がありますが、これも改正後のほうでは「同条第3項第3号、第4号及び第10号」というふうに改正になります。

次のページになります。

失礼しました。今のところ、中段に排煙設備、2-5のところ、説明漏れがありましたので、2-5にお戻りください。4階以上の階、避難用の1の中段ほどに排煙設備、括弧書きで「同条第3項第1号」とございます。これが改正後では「同条第3項第2号」に移動すると、そういう内容でございます。

2-6をお開きください。第6条による改正でございます。

陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正、第15条第1項第2号の改正でございます。改正前、旧のほうでは第2号で「同条第9項」とございますが、これは改正後は「同条第11項」に移動になると。これは、認定こども園法の改正でございます。

第7条による改正。

陸別町地域包括支援センター設置条例の一部改正でございます。これは、第1条でございますが、改正前では「第115条の39第1項」とございます。これが改正後では「第115条の46第1項」に移動になります。

第4条でございます。

改正前では、第4条第2号で法「第115条の38第1項」、これは改正後では、法「第115条の45第1項」に移動になると。それから、同じく改正前、第3号では、法「第115条の38第2項」とありますが、これが改正後は、法「第115条の45第3項」に移動になるということでございます。これは、介護保険法の改正によるものでございます。

2-7をお開きください。第8条による改正でございます。

陸別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。改正前のほうでは、第1条の中で、2行目に「第115条の46第4項」とありますが、改正後では「第115条の46第5項」に移動になるという内容であります。

第9条による改正。

陸別町生きがい活動支援事業条例の一部改正でございます。これは第4条の第1号ですが、2行目に、改正前は「第27条第12号」とございます。これが改正後は「第27条第9項」に移動になるという内容であります。これも介護保険法の改正によるものでございます。

第10条による改正の規定でございます。

陸別町国民健康保険条例の一部改正でございますが、第2条の中で、2行目「第11条第1項」とございますが、改正後、新のほうでは「第11条第2項」に移動になるという内容でございます。

次のページになります。第11条による改正でございます。

陸別町訪問介護条例の一部改正でございますが、第1条において、改正前は、2行目「第7条第6項」とございますが、改正後は「第8条第2項」に移動になるという内容であります。

同じく第2条、改正前では、法「第27条第10項」とありますが、改正後は法「第27条第7項」に移動になるという内容であります。

第12条による改正でございますが、陸別町居宅介護支援事業所設置条例の一部改正でございます。第1条の改正前では、2行目「第8条第23項」とございますが、改正後では「第8条第24項」に移動になるという内容であります。

第13条による改正でございます。

陸別町災害対策本部条例の一部改正でございます。改正前、旧のほうでは、第1条で「第23条第7項」とございますが、改正後では「第23条の2第8項」に移動になるという内容であります。これは、災害対策基本法の改正によるものでございます。

施行としては、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するという内容で

ございます。

先ほども説明させていただきましたけれども、今まで法律改正によって、本来であれば、それを把握した段階で条例を議会に議案として出して改正すべきところだったのですが、端的に言いますと、従前の法律改正に伴う改正漏れがあったと。そういったことで今回発見されましたので、関係した整理に関する条例として提案をさせていただいたという内容でございます。

議案集 1 1 ページにお戻りください。

1 1 ページですが、第 1 条から第 1 3 条 1 2 ページまで規定してございますが、これは今、新旧対照表で説明した内容を各第 1 条から改正規定で議案として提案させていただいたという内容でございます。

なお、施行については、この条例は公布の日から施行するというので、本日議決いただきましたなら、即公布をさせていただいて、きょうから施行すると。改正後の法律を条文に全部移行するということになります。

以上で、雑駁な説明ですが終わらせていただきたいというふうに思っておりますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） ただいまの説明で大体的にわかったわけですがけれども、こういうふうに法律改正に伴って条例も改正するというプロセスなのですが、法律が変わっているにもかかわらず、条例が整理されていなかったというのですけれども、こういう問題については、結局、法律が変わりましたという、そういう連絡とか何かそういう情報を得ながらやるのか。それとも、暗黙のうちに法律が決まって、それを見つける職員とか、現場の自治体がそれに応じてこういうふうに変えるのか。そのプロセスは、どういうふうになっているのですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 例えば制度改正に伴う法律改正ですとか、そういったあれでありますと必ず通知が来て、今まで議案で制度改正ですとか、そういった分で条例改正があったというふうに思います。ただ、直接関係なくて、法律改正によって条文だけ移行するだとか、そういった分については通知が来ない場合もございます。

定期的に第一法規なんかにはチェックさせておりますけれども、確認したところ、今回このように法律改正に伴ってのただ単に法律の条文の移動だけと、そういったこともございましたので、今回提案させていただいたと。あとは、法律改正があれば、官報という新聞があるのですが、それが参考になるかなと。それも小さい字でいっぱいあるものですから、なかなかチェックがきかないという分がございます。

本来であれば、こういうことが本来ないのが当たり前のことですがけれども、今回こうい

う改正漏れが発見されたということで、一括して提案させていただいたという内容でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の副町長の説明でわかったわけなのですが、いずれにしても、法律が決まって、改正されたり削除されたり加筆されたりする、そういう情報を的確につかまえながらやっていくというのが現場の仕事だと思うのですが、こういうような、簡単に言えば、おくれさせながらであって、実害的なのはないというふうに理解していいのですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） ええ、実害はございません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第2号地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 5 議案第3号平成30年度陸別町一般会計補正予算  
（第7号）

◎日程第 6 議案第4号平成30年度陸別町国民健康保険事業勘  
定特別会計補正予算（第3号）

◎日程第 7 議案第5号平成30年度陸別町国民健康保険直営診  
療施設勘定特別会計補正予算（第4号）

◎日程第 8 議案第6号平成30年度陸別町簡易水道事業特別会  
計補正予算（第4号）

◎日程第 9 議案第7号平成30年度陸別町公共下水道事業特別  
会計補正予算（第4号）

◎日程第10 議案第8号平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

◎日程第11 議案第9号平成30年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第3号平成30年度陸別町一般会計補正予算（第7号）から日程第11 議案第9号平成30年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第3号平成30年度陸別町一般会計補正予算（第7号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,566万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,727万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第4号平成30年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,594万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第5号平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,440万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第6号平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,873万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第7号平成30年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ257万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,715万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第8号平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,675万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億769万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第9号平成30年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506万9,000



円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,781万6,000円とするものであります。

以上、議案第3号から議案第9号まで、7件を一括御提案申し上げます。内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） まず、議案の説明に入る前に、資料の説明と訂正をお願いしたいと思います。

まず資料で、本日配付させていただきましたけれども、追加がございます。お手元に行っているかと思いますが、資料の追加は、平成31年度当初予算に関する資料になります。それから、事前に配付させていただきました資料のまず目次のところの訂正をお願いしたいと思います。

資料番号がありますが、50番の第2上陸別地区排水管整備事業箇所図議案第16号となっておりますが、これを第13号に訂正をお願いしたいと思います。一般会計の資料でございますが、これは営農用水の資料です。（発言するものあり）なっている。失礼しました。

それでは、中に行きます。資料ナンバー20、予算科目がふるさと納税促進事業の説明資料になります。これは予算科目が2款1項4目となっておりますが、「4目」を「7目」に訂正してください。企画費のほうになります。

資料ナンバー50をお願いします。これは営農用水の第2上陸別地区の排水管整備事業の箇所図でございますが、これは議案「第16号」となっておりますが、これを「第13号」に訂正をお願いいたします。

次の51号になります。これは簡水のほうの議案になりますので、「第17号」になっておりますが、「第16号」に訂正をお願いいたします。

以上で、議案の訂正を終わらせていただきます。

それでは、議案第3号から第9号まで一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第3号でございます。

平成30年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、20ページをお開きください。

歳出、20ページであります。

今定例会の補正予算につきましては、各事務事業の確定なり確定見込みによる減額が主な内容でございます。一部不足による追加補正もございますが、確定見込みによる減額が主な要因が大きいと。それから2点目が、追加補正によって、繰越明許費の金額が出てきますので、それも今回計上しているということでございますので、あらかじめお知らせしておきます。

まず1款議会費であります。旅費、費用弁償で48万円の減額。これは確定による減額となります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費。まず、給料、特別職で94万8,000円の減額。これは、12月27日の臨時会で議決いただきました町長、副町長の給料の減額にかかわる予算94万8,000円の減額です。9旅費については、確定見込みによる減。10万円。需用費、消耗品です。20万円の追加では、総務課で管理している庁用の法律の追録関係ございますが、その追録関係がふえたということで20万円ほど不足しますので追加をお願いしております。3節委託料、職員健康診断26万6,000円の減額は、確定による減額となります。

2目の文書広報費、12節役務費22万2,000円の追加は、庁用の郵便料。これが不足を来すということで22万2,000円ほど補正をお願いするものです。15節工事請負費につきましては177万1,000円の減額。機器更新工事ですが、これは防災無線の工事でありまして、入札による減額となります。

4目の会計管理費、11節需用費6万8,000円の減額。印刷製本費ですが、これは決算書の印刷の不用額となります。12節役務費34万円の減額は、手数料関係の確定見込みによる減額となります。

5目の財産管理費1億9,893万6,000円ほどの今回追加の補正となっております。まず、11節需用費151万9,000円につきましては、庁舎の重油、燃料が100万5,000円ほど不足するというので、単価の増もございまして、量も不足しているということで、今回補正をお願いするものです。光熱水費、電気代ですが、不足を来すということで51万4,000円ほどのお願いをします。合わせて151万9,000円です。それから13節委託料112万7,000円の減額は、税務担当のほうの地籍図の修正の入札執行残でございます。

25節積立金1億9,854万4,000円は、各基金への積立金になります。資料ナンバー3をつけておりますので、後ほど積み立て状況等をごらんいただきたいと思います。ふるさと整備基金288万円につきましては、ふるさと納税分で134件、175万円です。寄附7件、113万円です。合わせて288万円のふるさと整備基金の積立。いきいき産業支援基金の積み立てですが、まずふるさと納税分で16件、18万5,000円。優良家畜貸付金の繰上償還分、牛26頭分ですが、

771万2,000円。積立金で4,000万円。合わせて4,789万7,000円の積み立てとなります。ふるさと銀河線跡地活用振興基金ですが、これはふるさと納税分18件、23万円の積み立てとなります。町有林整備基金の積立金329万9,000円につきましては、同じくふるさと納税の寄附が18件、20万円。森林保険金が309万9,000円であります。それから地域福祉基金ですが、ふるさと納税に係る寄附が9件、16万円です。積立金7,000万円。合わせて7,016万円であります。公共施設等維持管理基金ですが、これは積立金で4,386万4,000円であります。給食センター管理運営基金ですが、ふるさと納税分の寄附が17件、18万4,000円。積立金が3,000万円。合わせて3,018万4,000円あります。スポーツ振興基金、ふるさと納税分の寄附が3件、3万円あります。

今回の補正にかかわるふるさと納税分の寄附は215件になります。273万9,000円が今回補正におけるふるさと納税分にかかわる寄附でございます。1月末現在になりますけれども、合計でふるさと納税にかかわる寄附金は352件、498万9,000円がふるさと納税の寄附件数と金額になります。

6目の町有林野管理費、16節原材料費14万3,000円の減額は、確定による減額。なお、資料ナンバー5に収支一覧をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

7目の企画費、8節報償費8万6,000円の減額。謝礼金ですが、これは地方版総合戦略の検討会2回を見ておりましたけれども、1回の開催に終わったということで8万6,000円の減額となります。それから、9節旅費34万1,000円、普通旅費の減額。主なものとしては、地方版総合戦略、地方創生に係る会議等の欠席が主な内容でございます。それから11節需用費44万6,000円、食糧費ですが、これは移住研修センターの入居者の減に伴う食糧費の減額。12節役務費4万1,000円の減額は、郵便料の減額。その下の委託料23万3,000円の減額。これは第6期総合計画にかかわる支援委託業務として、入札執行残が23万3,000円。したがって、上の12節もこのアンケートにかかわる郵便料4万1,000円の減額となります。それから14節使用料及び賃借料5万7,000円の減額は、土地建物借上料として、旭町にある森林管理署アパートの借り上げ料の確定による減額。19節負担金補助及び交付金241万4,000円の追加の補正ですが、負担金で通学定期差額補助事業198万6,000円の減額。これは、高校生が当初38人で947万4,000円を見ておりましたけれども、確定見込みとして32人、748万8,000円ということで、6人の減となります。補助金、移住定住促進住宅建設等補助290万円の減額ですが、当初予算では1,400万円を見ておりましたけれども、1,110万円の見込み、残額290万円の減額です。なお、1,110万円の見込みとしては、住宅の改修事業が25件見込んでございます。地域活性化事業補助金50万円。これは4月から放送されますNHKの朝ドラ「なつぞら」が4月1日から9月まで放送されますけれども、そのPRにかかわるラッピング列車、陸別鉄道で

ラッピングをして走らせると。それが運行期間も、ちょうど4月27日のオープンから9月いっぱいまで放送期間中ラッピング列車で運行すると。そのラッピングにかかるわる経費は185万6,000円ほどですが、町が50万円補助して、NHKも50万円を負担します。残額についての85万6,000円は、商工会のほうで負担するというので、このラッピングの発注はNHKのほうで発注をしてもらえると。これは、後から説明しますけれども、繰越明許費として出てきます。民間活用住宅建設事業630万円。単身者用1戸、世帯用1戸、これも繰越明許費として後ほど説明させていただきます。それから太陽光発電設置事業1件、50万円。これについても、繰越明許費として後ほど説明させていただきます。

11目の交流センター管理費、11節需用費51万円。燃料費、これは交流センターの燃料費の単価の増と量の不足に伴う追加の補正になります。

12目の銀河の森管理費、11節需用費、光熱水費39万5,000円ですが、これは総合観測室の電気代の増が主な内容でございます。15節工事請負費32万8,000円。これの減額は、銀河の森専用水道にかかわる分として、配水管布設替工事、入札執行残となります。

13目の地域活性化推進費969万5,000円の減額ですが、内容としては、まず地域おこし協力隊の減額が主な内容になります。募集していましたが、応募者がなかったということで今回減額をさせていただきます。酪農支援員2名分ですが、応募者がなかったということで今回減額をさせていただきます。酪農支援員2名分650万円として、まず4節共済費で131万3,000円、7節賃金で456万7,000円、9節旅費で24万7,000円、11節需用費で11万円、12節役務費で10万1,000円、19節負担金補助交付金で16万2,000円の650万円です。商工支援員も募集していましたが、応募者がなかったということで256万9,000円の減額になります。共済費で60万1,000円の減額、賃金で186万4,000円の減額、旅費で4万4,000円の減額、需用費で6万円の減額です。あと、新人を支援員で、これは薬草の関係ですが、旅費のほうで25万1,000円ほど減額しております。この三つ合わせて932万円が主な減額の内容であります。共済費で191万4,000円の減額、賃金で643万1,000円の減額であります。旅費で69万1,000円の減額のうち、今言いました地域おこし協力隊の減額分54万2,000円がこの件に含まれてございます。需用費、役務費の減額となります。13節委託料で9万4,000円の減額については、ミネラルウォーターの製造ですが、当初2万2,800本を見ておりましたけれども、製造委託先の車両ローリーの容量の関係で2万1,600本ということで1,200本分が減となりました。それに係る9万4,000円の減額です。14節使用料及び賃借料13万2,000円の減額は、薬用植物研究用の作業用機械の借上料の確定見込みによる減額でございます。19節負担金補助及び交付金については、酪農支援員に係る技能講習受講料16万2,000円の減額であります。

2項の徴税費2目の賦課徴収費、旅費については確定見込みによる減額。19節負担金

補助及び交付金 37万6,000円ですが、会議負担金、これは旅費とセットになります  
が1万5,000円の減額。北海道自治体情報システム協議会 39万1,000円ですが、  
これは、地方税の共通納税システム導入に係るシステム改修の負担金であります。陸別で  
いけば、日産が対象になると思いますが、大きい企業が複数の自治体にまたがって別々の  
金融機関と取引をしている場合に、特定した一金融機関から所在市町村、また陸別のほう  
にも、その税金と、それからデータ関係が送られてくると、そういう内容のようです。つ  
まり、企業にとっては手間が省けるというのですか、全国あちこち所在しているところに  
するのではなく一定の金融機関、例えばみずほ銀行に手続をすれば、陸別の分がそこから  
陸別のほうに税金とそれからデータ関係が送られてくると、そういうシステムの改修のよ  
うです。その負担金が39万1,000円でございます。

25ページ、2款総務費の6項監査委員費1目監査委員費ですが、9節旅費で費用弁  
償、これは確定見込みによる減額8万7,000円でございます。

○議長（宮川 寛君） ちょっとお待ちください。休憩します。11時20分まで休憩いた  
します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、25ページ、民生費から説明させていただきま  
す。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1節報酬3万6,000円の減額です  
が、これは保健医療福祉サービス検討委員会を2回予定しておりましたけれども、1回の  
開催ということで、1回分の減額。8節報償費、謝礼金3万5,000円の減額と13節  
委託料7万2,000円の減額は、手話通訳の関係、それから要約筆記者の関係ですが、  
これは利用者がなかったということで、1名分見ておりましたけれども、8節と13節は  
連動しますので、減額をしております。11節需用費17万1,000円の減額。これは  
光熱水費、これは電気料12万2,000円、それから修繕料も4万9,000円の減額。  
これは防犯灯の減額になります。それから12節役務費、手数料5万9,000円の減額  
は、医療費審査支払いの確定見込みによる減額となります。15節工事請負費12万2,  
000円は、防犯灯設置の入札執行残となります。26ページ、19節負担金補助及び交  
付金、補助金87万5,000円の減額ですが、社会福祉協議会の補助金の確定見込みに  
よる減額です。20節扶助費2,493万5,000円の減額。交通費助成で、高齢者9万  
3,000円の減額ですが、当初9,619人見ておりましたけれども、9,372人の見  
込みということで247人の減額。支援費については、全て確定見込みによる減額とな  
ります。地域生活支援費21万2,000円の減額は14件見ておりましたけれども、13  
件ということで、マイナス1件。障害者介護給付費731万9,000円の減額は、52

人を見ておりましたけれども、47人でマイナス5人と。障害者訓練等給付費1,276万2,000円も、52人を見ておりましたけれども、47人ということでマイナス5人。身体障害者更生医療給付費で402万4,000円の減額。8人見ておりましたけれども、6人ということでマイナス2名。身体障害者補装具交付費52万5,000円の減額は、7件見ておりましたけれども、3件ということでマイナス4件。繰出金325万1,000円の減額は、国保会計の繰出金が102万7,000円の減額。介護保険会計の繰出金が222万4,000円の減額です。

2目の老人福祉費、7節賃金60万6,000円は、嘱託職員1名分の時間外の減額、11万7,000円の減額。臨時介護認定調査員賃金の確定見込みによる減額、48万9,000円です。次のページ8節報償費5万円の減額。謝礼金です。これは高齢者問題に係る研修会でありまして、1回開催しましたけれども5万円で済んだということで、5万円の減額。11節需用費82万7,000円の減額は、燃料費、食糧費、光熱水費、これはガス代ですが、これは福寿荘にかかわる需用費の減額でございます。13節委託料51万3,000円の減額。施設周辺整備につきまして4万4,000円の減額は、旭町ゲートボール場の転圧ですが、建設協会のボランティアでやっていただいたということで、全額減額です。高齢者在宅生活支援事業2万2,000円の減額は、生きがいホーム通所事業の確定見込みによる減額。成年後見制度法人後見支援事業44万7,000円の減額ですが、当初6人を見ておりましたけれども、見込みとして4名ということで2名の減額。それから14節57万4,000円、老人緊急通報システム借上料の減額ですが、当初では月平均35台を見ておりましたけれども、確定見込みとしては月平均25台ということで、月平均でマイナス10台の見込みということでございます。19節負担金補助及び交付金139万2,000円の減額。まず補助金でデイサービス運営事業で250万8,000円の減額。これは資料ナンバー6をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。当初では、利用者延べ人員で2,936人を見ておりましたけれども、見込みとしては2,762人ということで174人の減となります。介護予防・日常生活支援総合事業運営事業111万6,000円の追加の補正ですが、これは訪問型サービスA型にかかわる追加の補正でして、当初6人で684回を見ておりましたけれども、実績としては3人の利用で156回ということで、マイナス3人で528回の減となります。したがって、介護保険会計のほうでNPO法人のほうに委託をしておりますけれども、介護保険のほうでは減額となりますけれども、従事者がございますので、その従事者にかかわる補助金、人件費分の追加の補正ということになります。それが111万6,000円でございます。それから20節の扶助費71万3,000円の減額は、老人福祉施設入所措置費の減額。町外の養護老人ホーム入所者ですが、6人見ておりましたけれども、5名ということで1名の減となります。

3目の後期高齢者医療費、これは繰出金。後期高齢者医療特別会計への繰出金22万6,000円の減額です。

次のページ、2項の児童福祉費1目の児童福祉総務費。13節委託料、まず34万6,000円の減額は、平成32年度から36年度の5年間の第2期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査業務でございまして、これの入札執行残でございます。20節扶助費136万9,000円の減額ですが、交通費助成、児童施設通所48万3,000円の減額は、社会福祉支援事業として、これは確定見込みによる減額となります。支援費、障害者介護給付費68万4,000円の減額は、これも確定見込みの減額となります。相談支援給付費20万2,000円の減額は、当初の見込みと実績がゼロといったことで、全額減額となります。

2目児童福祉施設費、賃金、臨時保育士の賃金43万円の減額。19節負担金補助交付金15万1,000円の減額は、保育所の給食費確定見込みによる減額です。20節扶助費36万円の減額は、保育ママの利用を1人分見ておりましたけれども、利用者がなかったということで、全額減額となります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費。9節旅費・普通旅費は、確定見込みによる減額。21節貸付金96万円の減額は、医療介護技術職員の養成に係る修学資金ですが、1名を計上しておりましたけれども、応募者がなかったということで、全額減額です。

2目の保健衛生施設費、11節需用費42万1,000円は、保健センターの電気料の追加の補正。それから18節備品購入費20万4,000円の減額は、公衆浴場用の天然鉱石浴用剤であります。これは、入札執行残であります。

3目の予防費、13節委託料149万6,000円の減額。検診事業で78万5,000円の減額。予防接種で71万1,000円の減額。なお、資料ナンバー1から5に一覧表をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。20節扶助費120万9,000円の減額です。妊婦健康診査費11万1,000円については、1人分を見ておりましたけれども、利用者がなかったということで減額。インフルエンザ予防接種費助成については13万6,000円の減額。これはマイナス38人分です。それから特定不妊治療費助成金75万円の減額は、1人6回を見ておりましたけれども、1人1回で終わったということで、マイナス5回分の減額。それからロタウイルスワクチン助成11万2,000円の減額は、5人3回を見ておりましたけれども、1人1回ということで、4人のマイナスの2回分の減額。それから不育治療費助成10万円の減額は、1人2回見ておりましたけれども、1人1回で終わったということで、マイナス1回分の減額。

4目環境衛生費、11節需用費、燃料費3万6,000円。これは火葬場の燃料費の追加となります。同じく光熱水費6万9,000円は、火葬場の電気料の追加の補正となります。

5目の診療所費、28節繰出金、直診会計の繰出金ですが、マイナスの600万円です。

2項の清掃費1目の清掃総務費19節負担金補助及び交付金。まず負担金ですが、十勝

圏複合事務組合 3万4,000円。これは、汚泥処理施設の確定による追加の負担分であります。なお、この3万4,000円の中には、後ほど説明しますが、繰越明許費の分6,000円が入っております。それから補助金でし尿搬送助成金13万7,000円。これは足寄町に一時保管場所がございますが、足寄町から帯広の処分場のほうに搬送しておりますけれども、搬送が冬季間に及ぶことが多いということで、13万7,000円ほど不足するということでの追加でございます。

2目の塵芥処理費、13節委託料15万9,000円の減額は、弥生にあります旧処分場の施設整備ですが、これは未執行ということで、全額15万9,000円の減額。15節工事請負費107万円の減額は、ストックヤードの整備でして、ごみ分別作業庫建設ですが、入札執行残であります。19節負担金補助及び交付金45万3,000円の減額は、池北三町行政事務組合の負担金の減額。確定見込みによる減額でございます。

31ページ、3項の水道費1目の専用水道費。これは、小利別の専用水道に係る予算でございます。11節需用費で8万円の追加。これは光熱水費、電気料の追加の補正となります。13節委託料5万4,000円の減額。施設設備保守管理ですが、これは2年ごとに行っております計装機器保守点検の入札執行残でございます。

2目の水道費、28節繰出金61万4,000円の減額は、簡水会計への繰出金の減額であります。

5款労働費1項労働諸費2目の緊急雇用対策費、13節委託料54万7,000円の減額ですが、確定見込みによる減額になります。当初、委託料1,254万6,000円を見ておりましたけれども、確定見込みとして899万9,000円になります。そのうち300万円ほど繰越明許費として見ておりますので、その差引残54万7,000円を減額するという内容です。

3目の雇用再生対策費、これは9節旅費。確定見込みによる減額でございます。

次、6款農林水産業費1項農業費1目の農業委員会費、19節負担金補助及び交付金27万8,000円の減額は、北海道自治体情報システム協議会の負担金ですが、農地台帳システムバージョンアップに係る負担金です。これは確定による減額。

2目農業総務費、2節給料で23万8,000円の減額は、職員の減給処分にかかわる1月、2月の2カ月分の給料の減額分。

それから、4目畜産業費、12節役務費で15万円の減額。手数料、車両検査等8万5,000円。保険料6万5,000円。その下、27節公課費4万円、これは、家畜消毒車の購入に係る確定の減額です。なお、18節備品購入費は54万5,000円の減額ですが、これは12月定例会で減額をしております。

5目の農地費。まず、15節工事請負費26万7,000円の減額は、農業用施設整備の減額ですが、鹿山排水路の入札執行残でございます。19節負担金補助交付金で187万8,000円の減額。まず、土地連の負担金10万2,000円の減額。地元負担分144万円の減額は、道営草地整備トマム地区の確定見込みによる減額になります。地元負担



分でいきますと、当初事業費は6,000万円を見て、負担率22.5%で1,350万円を見ておりましたけれども、見込みとして5,360万円ということで1,206万円、差し引き144万円の地元負担分の減額となります。その下、農業競争力強化基盤整備事業負担金33万6,000円の減額ですが、これは資料ナンバー8をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。まず、事業費は1億9,500万円です。地元負担割合が25%ですから、当初予算では4,875万円の地元負担金を見ておりました。見込みとして1億3,365万2,160円ということで、その25%分、3,341万3,040円ということで、差し引き1,533万6,960円の残が出ます。1億9,500万円の事業費と確定見込みの1億3,365万2,160円を引いた残、事業費6,134万7,840円のうち、繰越明許費で6,000万円を平成31年度に繰り越します。6,000万円の事業の25%分で、1,500万円の繰越明許費でございますので、それを差し引いた1,533万6,960円から繰越明許費の1,500万円を引いた33万6,960円が減額となります。

33ページ、6目営農用水管理費ですが、まず11節需用費で35万8,000円。これは消耗品費2万円、それと14節使用料及び賃借料の複写機使用料12万6,000円。これは繰越明許費にまずなります。光熱水費、電気料ですが、上陸別地区が9万8,000円、登良利地区が24万円、33万8,000円の追加の補正です。13節委託料45万1,000円の減額は、施設設備保守10万6,000円、これは入札執行残。それから管路移設34万5,000円の減額も入札執行残です。19節負担金補助及び交付金1,924万3,000円。負担金で土地連の負担金が8万6,000円、地元負担分が1,915万7,000円です。

それで、資料ナンバー9をお開きください。

資料ナンバー9は、第2上陸別地区事業の年度別実績・計画表になります。平成33年度まで5年間ですが、まず右側のほうに④という数字で平成30年当初予算とございます。これが事業費1億5,000万円です。地元負担分が三つ目の5,863万円です。土地連合わせて5,884万5,000円を当初予算では見ておりました。それで、この1億5,000万円の事業費に対して、国からの予算内示は1億500万円です。つまり、中ほどにある通常分というのがございますが、この通常分の6,160万円と4,340万円、これを合わせた1億500万円が国からの内示が来ました。まず、通常分というのは6,160万円の1,888万1,000円、これは負担金ですが、これについては平成30年度で実施をしております。その横の右側の平成31年度繰越明許費、一般繰越分4,340万円、事業費が4,340万円、町の負担金計が1,125万7,000円。地元負担分は1,120万円ですが、これがまず②とございますが、これが平成31年度への繰越明許費となります。今回補正予算でついで第2次補正分、その右側です。ここに平成31年度へ全額繰越明許費、補正繰越とございます。1億1,000万円。下から3番目の地元負担分が4,480万7,000円。土地連の負担金を入れて4,195万円になり

ます。つまり、この②の4,340万円と③の1億1,000万円、これがまず平成31年度への繰越明許費となります。これが右側の平成31年度繰越分になる数字となります。それで、今回補正をお願いするのは、この第2次補正分の横に平成30年度全体計事業費とございます。①、②、③を足したBとして、事業費として2億1,500万円で、地元負担分が7,778万7,000円。この事業費Bから④を引いた額、事業費でいくと6,500万円。地元負担分は下から3段目の1,915万7,000円。土地連合わせると1,924万3,000円というのが、19節で出てくる補正予算の額になります。

それで、先ほど予算の中で11節需用費の消耗品2万円と、14節使用料の12万6,000円、これは繰越明許費になると申し上げましたけれども、この2万円と12万6,000円を足すと、まず今回補正額のほうは1,938万9,000円となります。そして、繰越明許費のほうに当然、その需用費の2万円と使用料の複写機の12万6,000円が足さりますので、その上のまず負担金の上が合計、平成31年度の繰越明許費分の合計が、負担分が5,920万7,000円です。これに需用費の2万円と使用料の12万6,000円を足した5,935万7,000円が平成31年度への繰越明許費となります。これは、また繰越明許費の説明をしますけれども、同額が議決対象になっていると、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

予算書の33ページにお戻りください。

7目公共草地管理費、7節賃金の9万3,000円の減額、11節需用費8万7,000円の減額、14節使用料及び賃借料7万3,000円の減額は、確定による減額となります。

それから34ページ、2項林業費1目林業振興費、19節負担金補助及び交付金474万円の減額。負担金、森林整備担い手対策推進事業で12万6,000円の減額は、当初45人見ておりましたけれども、41人ということで、マイナス4人分。補助金で民有林造林促進事業447万3,000円の減額。これは確定による減額です。林業長期就労促進担い手対策事業、当初51人を見ておりましたけれども、47人ということで、マイナス4人、14万1,000円の減額でございます。

2目の狩猟費、12節役務費で13万5,000円減額。これは大型動物の処理搬送費、手数料ですが13万5,000円の減額であります。確定見込みによる減額となります。それから19節負担金補助及び交付金7万6,000円の減額は、補助金で、有害鳥獣駆除従事者育成補助金ということで2名分を見ておりましたけれども、対象者がいなかったということで減額となります。

3目林道新設改良費、15節工事請負費673万4,000円の減額は、まず林道開設工事413万8,000円の減額は、専用林道上勲祢別本苦務線の入札執行残。林道改良工事259万6,000円の減額は、陸別薫別支線の入札執行残でございます。

7款商工費1項商工費1目商工総務費、2節給料79万9,000円の減額。3節職員手当等19万4,000円の減額。4節共済費28万4,000円の減額。これは元職員の

横領事件に係る当該職員は12月20日付で懲戒免職にしましたけれども、それにかかわる減額、給料、手当、共済費の減額です。上司に当たる課長、主任主査の減給分、課長職は1月から3月まで、主任主査は1月、2月の2カ月分、その給料の減額分、合わせて127万7,000円の減額です。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、2節給料11万6,000円の減額は、その横領事件の元職員に係る元上司の減給処分に係る1月から2月までの2カ月分の給料減額11万6,000円でございます。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、13節委託料、道路台帳作成及び修正49万7,000円の減額。測量試験費22万2,000円の減額は、入札執行残であります。

2目の道路維持費、13節委託料で155万4,000円の減額。これは記載のとおり、道路維持管理、測量試験費、管渠清掃、路面補修、それぞれ減額しております。これは、全て入札執行残でございます。16節原材料費140万円の減額は、確定による減額。

3目の橋りょう維持費、15節工事請負費348万4,000円の減額は、上陸別橋の工事に係る入札執行残です。

5目の街路灯費、11節需用費6万9,000円の追加は、電気料の追加となります。

3項河川費の1目河川総務費については43万4,000円の減額は、入札執行残でございます。

4項住宅費1目住宅管理費、15節工事請負費で30万2,000円の減額も、つつじヶ丘団地の団地内通路の入札執行残でございます。

5項の下水道費1目下水道費は繰出金。公共下水道会計への繰出金264万9,000円の減額でございます。

9款消防費1項消防費1目消防費になります。1節報酬14万4,000円の減額、9節旅費47万7,000円の減額、10節交際費8万円の減額、11節需用費12万円の減額、18節備品購入費7万円の減額、19節負担金補助及び交付金6万円の減額は、消防団活動に係る確定見込みによる減額95万1,000円でございます。それから、8節で退職報償金63万円を見ております。団員1名ですが、11月30日付で退団ということで、12月定例会に間に合わなかったということで、今回補正予算として計上してございます。

2目災害対策費は13節委託料で、防災情報通信整備38万8,000円の減額は、Jアラートの機器更新工事でありまして、入札執行残でございます。

10款教育費1項教育総務費になります。まず、1目教育委員会費、9節旅費、費用弁償については確定による減額3万3,000円。

3目の教育振興費、7節賃金26万6,000円の減額は、学習支援員の確定見込みによる減額。8節報償費、謝礼金10万円の減額は、言語聴覚士などの確定見込みによる減

額。9節旅費の5万8,000円の減額と、19節負担金補助及び交付金5万4,000円の会議負担金の減額は、英語指導助手に係る予算の減額でございます。13節委託料1万5,000円の減額については、児童の健康診断の減額です。新入学児21名を見ておりましたけれども、17人に確定ということで、4名分の減額。

2項小学校費、1目学校管理費になります。12節役務費3万7,000円の計上。これは、学校の電話料が不足するということでの追加になります。13節委託料6万5,000円の減額は、児童の健康診断の確定による減額3万7,000円。学校管理委託業務の確定による減額2万8,000円です。14節使用料及び賃借料13万円の減額は、複写機使用料でして、これも確定見込みによる減額。19節負担金補助及び交付金の負担金2万4,000円の減額は、教職員の人間ドックの助成金でして、3名を見ておりましたけれども、1名ということで、2名分の減額。

2目教育振興費で11節需用費19万4,000円の減額ですが、これは消耗品、確定見込みによる減額です。それから19節負担金補助及び交付金25万8,000円の減額は、給食費の減額でして、確定見込みによる減額となります。

次のページになります。41ページです。

3項中学校費1目学校管理費、12節役務費においては、小学校と同じように電話料の追加の補正3万9,000円です。それから13節委託料7万3,000円の減額は、生徒の健康診断2万円の減額と、学校管理委託業務の5万3,000円の減額。これも確定による減額。14節使用料及び賃借料複写機使用料8万5,000円の減額も確定見込みによる減額。19節負担金補助及び交付金の負担金、教職員の人間ドック助成ですが、3人見ておりましたけれども、1名ということで、マイナス2名、2万4,000円の減額。

2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金26万3,000円の減額は、給食費補助事業、補助でして確定見込みによる減額となります。

次のページ、4項社会教育費1目の社会教育総務費、9節旅費の1万7,000円、11節需用費の2万3,000円については、報酬の2万6,000円と合わせた6万6,000円については、社会教育委員の研修会などの参加人数の確定に伴う減額となります。8節の報償費13万5,000円のうち8万円の減額。これは、社会教育講座の確定に伴う減額と、土曜授業の謝礼分の減額も含まれてございます。記念品の5万5,000円の減額。19節負担金補助及び交付金の成人式の記念事業9万7,000円。これは先ほどの教育長の行政報告でもございましたけれども、成人式の執行に係る確定による減額となります。9節旅費21万4,000円の減額。費用弁償10万1,000円については、冒険・体感inとうきょうの研修指導員に係る確定による減額。普通旅費11万3,000円の減額については、学童保育所指導員の研修会の欠席に係る旅費が主な中身です。11節需用費、消耗品1万3,000円減額。食糧費1万円の減額。これは社会教育研修会の確定の減額。それから13節委託料2万1,000円の減額については、太鼓の補修に係る確定による減額になります。19節負担金補助及び交付金のことぶき学級参加事業、そ

れからリーダー養成講習会参加事業の2万6,000円のそれぞれの減額は、確定見込みによる減額となります。

次のページ、2目の公民館費、8節報償費2万円の減額。これは公民講座の陶芸教室2回を見ておりましたけれども、1回で終わったということで、1回分の減額。

5項の保健体育費1目の保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金1万6,000円の減額。交付金ですが、十勝管内でスポーツ交流会に20名を見ておりましたが、結果として4名の参加ということで、マイナス16人分、1万6,000円の減額です。

2目体育施設費、7節賃金15万円の減額。13節委託料38万7,000円の減額は、確定見込みによる減額。15節工事請負費排水整備工事はパークゴルフ場の工事ですが、入札による減額となります。

3目学校給食費、4節共済費15万3,000円の減額、7節賃金17万4,000円の減額、9節旅費2万4,000円の減額は、確定見込みによる減額となります。

それから、次のページ、12款公債費であります。

まず、12款公債費1項公債費2目利子のほうを先に説明いたします。138万8,000円の減額になります。実は、平成20年度に借り入れした臨時財政対策債1億2,950万9,000円ですけれども、これは償還20年でございます。実は、10年目に、平成30年ですけれども、利率の見直しがありまして、当初1.5%の利率でしたけれども、今回0.01%に下がったということで、この下がった分が124万5,153円の減額になります。2点目が、当初予算時の起債借り入れに係る利率と翌年の5月に実際に借り入れするわけですが、そのときの利率の差がございまして、その差が14万3,516円、合わせて138万8,000円の減額となります。

上の1目元金30万円の追加ですが、これは平成29年度で借り入れをした小規模治山弥生に係る起債の借り入れですが、当初800万円を予定しておりましたけれども、540万円ということで、260万円の減額が1年前の3月定例会で議決をいただきました。これも小規模治山のものは据え置き10年間ないということで、もう翌年度から元金の償還が始まると。それで、10年の償還ですから、1年に26万円ずつ償還をしていかなければならない。そうすると、まずこの中には30万円の中の26万円がまずこの元金が入ってくると。あとの残金の元金については、利率型の起債の利率が下がったことによって元金がふえると。そういった部分で30万円の追加の補正となります。

給与費明細書は、次のページ45ページから47ページにございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、次、歳入の10ページをお開きください。

歳入。

1款町税1項町民税ですが、2目法人で366万9,000円ほどの追加の補正であります。これは、法人所得の増に伴う追加となります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税ですが、既定額20億574万2,000

0円ですが、普通交付税で18億2,574万2,000円と特別交付税1億8,000万円ですが、今回、普通交付税で6,210万3,000円の追加をしております。それを合わせると20億6,784万5,000円でして、普通交付税が18億8,784万5,000円と特別交付税が1億8,000万円です。平成30年度ですが、当初確定している額が18億8,562万3,000円でありました。今回の国の補正の中で調整率分222万2,000円が追加で交付されましたので、これは当初、昨年の段階では、全国に予算配分しますので、調整率が減額されたわけですけれども、今回復活をしたということで、その分が222万2,000円ほどございます。合わせて18億8,784万5,000円が平成30年度の普通交付税の確定額となります。12月定例会でも減額補正がございましたので、そこで普通交付税の留保分が5,988万1,000円ほどありました。これは多分議会で説明していると思います。今回の222万2,000円を追加して、6,210万3,000円を今回普通交付税で補正をしたという内容でございます。

11款分担金及び負担金の1項分担金、1目農林水産業分担金ですが809万5,000円。これも資料8がありますけれども、後ほどごらんいただきたいと思います。当初、農家分担金は862万5,000円でしたけれども、確定が664万5,915円と。この差し引きが197万9,085円のマイナス。畜産センターの測量10万円ほどですが、これが未実施でしたので、その25%で2万5,000円の減額。それと、繰越明許費分で1,010万円ほどございますので、差し引きしまして809万5,915円の補正となります。

2項負担金1目の民生費負担金、老人福祉費負担金ですが、これは老人福祉施設入所措置等徴収金の2万2,000円の追加補正ですが、これは町外老人施設入居者の方で1人の方が所得がふえたことによって所得区分が変わったことによって、その分が負担金として2万2,000円ふえてくると。

次のページ、12款使用料及び手数料1項使用料ですが、1目総務使用料で、先ほど銀河の森で説明しました天文台の使用料32万9,000円ですが、これは総合観測室の電気料の歳入となります。

2項の手数料1目の総務手数料ですが、これは現地目証明、これは1万3,000円の追加の補正となります。

13款国庫支出金1項の国庫負担金1目の民生費負担金、社会福祉費負担金1,368万9,000円の減額。これは歳出確定に伴う国の負担分、2分の1分のそれぞれの減額となります。一番下の低所得者の関係は、当初203人を見ておりましたけれども、184人ということで、マイナス19人分で3万3,000円の減額となります。民生費負担金、国の負担分は全部2分の1でございますので、御理解をいただきたいと思います。次のページ、児童福祉費負担金44万4,000円の減額も、それぞれ確定見込みによる減額、2分の1分でございます。

2項の国庫補助金2目の民生費補助金、社会福祉費補助金15万9,000円について

も2分の1分の減額。

3目土木費補助金の2節の住宅費補助金、これは58万4,000円は社会資本整備総合交付金の確定による減額となります。

14款道支出金1項の道負担金、1目民生費負担金、社会福祉費負担金で817万5,000円の減額。これも、国保からそれぞれ歳出の確定に伴うそれぞれ4分の1。道負担は4分の1ですので、4分の1分の負担減となります。13ページの低所得者については、国庫負担金でも説明しましたがけれども、203人で184人、19人のマイナスとなります。児童福祉費負担金、障害者介護給付費負担金等、これらについても確定による減額でして、4分の1分でございます。

2項の道補助金1目の総務費補助金、総務管理費補助金、地域づくり総合交付金10万円。これは、防災災害の備蓄品を購入しました。それによって10万円の道の補助が当たるといことで計上しております。

2目の民生費補助金、社会福祉費補助金、地域生活支援事業補助金8万円の減額。これについては、4分の1分の負担の減。冬期生活支援事業補助金50万円については、高齢者等の冬的生活支援事業補助金ですが、2月末までの事業でしたけれども、俗に言う福祉灯油の関係でございましたけれども、2月末日で終わりましたが、127名の方に支給をしました。それに係る補助金50万円でございます。事務費補助金8万円の減額は、6月に補正しましたマイナンバーの医療給付システム改修にかかわる補助金23万円を計上したわけですがけれども、その補助金の上限が15万円ということの通知がございまして、マイナス8万円の減額となります。

4目の農林水産業費補助金、農業費補助金、農業委員会活動に係る補助金180万円の追加です。これは、農地利用最適化交付金としまして、成果実績分で追加の補助となります。それから、農業競争力基盤強化特別対策事業27万円の減額。これはパワーアップ分の事業でして8.75%分であります。これは、平成30年度で272万円の減額ですが、繰越明許費分で245万円で、差し引き27万円の減額となります。それから2節の林業費補助金、エゾシカ被害防止緊急捕獲事業については、33万円の補助金の追加。林業専用道上勲祢別本苦務線開設事業補助金の211万円の減額。これは事業の確定によるものです。それから次のページ、経営林道陸別薫別支線改良事業の補助金10万3,000円の減額。

3項委託金3目の農林水産業費委託金、農業費委託金、第2上陸別地区畑地帯総合整備事業の事務費14万2,000円ですが、これは繰越明許費となります。農業農村整備事業監督等補助委託金45万3,000円の減額は、道営事業の草地改良分、事業費の減額となります。それから林業費委託金は、有害鳥獣等捕獲許可の事務委託金1万9,000円の追加の補正。

5目の土木費委託金、これも追加の補正ですが、20万7,000円。陸別川の樋管管理委託1万6,000円、道道除雪作業委託金の19万1,000円の追加でございます。

○議長（宮川 寛君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、引き続き14ページから説明いたします。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入ですが、土地建物貸付収入で206万円の減額です。貸付住宅貸付収入91万2,000円、これは旧ちほく高原鉄道の住宅ですとか旧教員住宅、あるいは医師住宅の貸付金が主な内容でございます。教職員住宅貸付収入13万2,000円の減額。これは昭和49年に建築した教員住宅2戸分ですが、ちょっと古くて入居していないということで、その分の減額。移住促進住宅貸付収入14万2,000円、これはモデル住宅とちょっと暮らしの住宅2戸分です。利用日数が若干延びまして14万2,000円ほど追加の補正でございます。次のページの旭町の定住促進住宅54万9,000円。6戸借りているのですが、ちょっと住宅も古くなってきて、今現在は3戸入っております。54万9,000円の減。移住産業研修センターの貸付収入の60万9,000円ですが、8戸入りますけれども、今現在4戸あいていますけれども、今申し込みも来ておりまして、4月にはまた4戸満室になる見込みということであります。

2項の財産売払収入2目の物品売払収入、生産売払収入ですが、810万円の減額。町有林素材売払22万円。これはヤツバキクイムシの被害林、弥生地区のほか11.98ヘクタールですが、それが22万2,000円ほど予算より増ということになります。町有林の立木売払収入832万円の減額。これは登良利のカラマツ11.32ヘクタールを予定しておりましたけれども、町有林に入るときに放牧地を通ったり、民有林に囲まれていて、作業する際に放牧地を通らなければならないというようなことから、その期間、作業の時間、そういったものの調整にちょっと時間がかかって、平成30年度は取りやめにもしました。その金額が832万円の減額であります。

16款寄附金1項寄附金2目の指定寄付金、総務費寄附金ですが331万円。ふるさと整備資金288万円は、歳出でも説明しました。ふるさと納税分134件の175万円。寄附7件の113万円。ふるさと銀河線跡地活用等振興資金23万円は、ふるさと納税分18件、町有林整備資金20万円はふるさと納税18件。教育費寄附金、給食センター管理運営資金18万4,000円は、ふるさと納税17件、スポーツ振興資金3万円です。ふるさと納税3件です。次のページ、民生費寄附金、地域福祉資金ですが16万円はふるさと納税9件。農林水産業費寄附金、いきいき産業支援資金は18万5,000円は、ふるさと納税16件です。

17款の繰入金1項基金繰入金。まず4目いきいき産業支援基金繰入金30万円は、まず370万円は民間活用住宅建設事業に充当する。地元雇用促進事業については基金に戻



すと。340万円の減です。

5目ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金は、地域交通確保対策事業で200万円の減額。旧鉄道林整備事業で20万円の減額。

6目町有林整備基金繰入金につきましては、町有林管理事業に充当430万円の取り崩しです。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金は3,564万9,000円で、確定額5,039万4,932円を全額計上しております。

それから、19款諸収入3項の貸付金元利収入、1目家畜導入貸付金収入771万2,000円は、優良家畜導入貸付金の繰上償還分。牛26頭分であります。

3目奨学資金貸付金収入15万円の減額は、当初7人の償還を見ておりましたけれども、6名ということで、マイナス1名分、15万円です。

それから、4項雑入3目雑入になります。介護予防支援報酬24万9,000円、4節学校給食事業について63万2,000円の減額。これについては、確定見込みによる減額になります。7節の雑入266万3,000円は、まず社会保険料等個人負担金で確定見込みによる減額7万9,000円。森林保険金309万9,000円、これは平成28年にあった気象災害に係る森林保険金でございます。宝くじ交付金収入40万1,000円、これは148万7,000円を見ておりましたけれども、今回188万8,760円に確定したということで40万1,000円ほどの補正となります。あと18ページについては、それぞれ確定見込みによる減額、あるいは下から2行目の災害見舞金17万円については、昨年9月にありました北海道胆振東部地震被害にかかわる見舞金でして、他府県町村会からの災害見舞金であります。北海道町村会を經由して陸別町に17万円の交付がありました。それから、移住産業研修センター賄い負担金56万円の減額、これについては確定見込みによる減額であります。

20款町債1項町債になります。歳出の事業確定に伴う減額、あるいは確定見込みによる減額、合わせて平成31年度に繰越明許事業、道営事業が主ですけれども、その増額がございます。まず、1目総務債については、ここに記載のとおり230万円の確定減、見込み減。

2目の衛生債、これについても110万円の減額。

3目の農林水産業債、農業債ですが、営農用水の第2上陸別地区畑地帯総合整備の1,910万円、これは歳出で説明しました資料ナンバー9がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。トマム地区農地整備280万円の減。中陸別地区農道整備も10万円の減であります。上陸別については、繰越明許費になります。次の楽農橋改修50万円。これは、実は道営事業の中斗満地区でして、当初470万円を防災対策事業債から借り入れをしておりましたけれども、これが対象にならないということで、公共事業債に変更しました。それが520万円ですので、50万円増となっております。陸別地区草地畜産基盤整備2,310万円、これについては道営草地改良トマム地区でございます。地

元負担分に充当するというので、まず平成30年度分の歳出で説明しました1億3,365万2,160円の25%分、3,341万3,040円。パワーアップ分で1,040万915円あります。これを合わせると2,300万円、それに充当率90%で2,070万円。それから、補正の繰越明許分として1,500万円を見ておりました。1,010万円、245万円を引いた240万円、合わせて2,310万円が繰越明許費となります。林業債については、確定見込み。

4目土木債、河川債についても、確定見込みによる減。

5目消防債についても、確定見込み減です。

歳入を終わりました、6ページをお開きください。

6ページは、第2表の繰越明許費の補正でして、追加です。

まず、2款総務費で、町づくり推進事業140万円、これは空き家解体35万円の4件分。その下、地域活性化事業50万円は、先ほど説明しましたNHK「なつぞら」にかかわるラッピング列車の補助金。それから、民間活用住宅建設事業の630万円は、単身者1戸分、世帯用1戸分です。それから太陽光発電設置事業1件、50万円。

4款衛生費の下水道建設負担金事業（汚泥処理設備更新分）6,000円ですが、実は歳出でも3万4,000円のうち6,000円が入っているということを説明しましたがけれども、十勝の複合事務組合の負担金でして、汚泥処理設備更新負担金の中で、発注元は北海道ですが、北海道のほうから今年度内に工事が終わらないと、そういう連絡があって、繰越明許費として予算を計上してほしいということがございました。北海道も今回の今の道議会にも繰越明許費を出しておりますけれども、内容としては、機械設備工事で資材入手が困難で納期に2カ月を要すると。工事完了が5月末になる見込みですということが一つ。それと、電気設備工事で、去年の9月に北海道が入札をしましたが不落でありました。それで再積算に時間がかかるということで、工事の完了が7月末になると。繰越明許費については、十勝全体で57万2,000円の予算でございます。そのうち陸別町の負担割合が1.11%ですので、6,000円の繰越明許費ということになります。

5款労働費の緊急雇用対策事業、町単独分で356万3,000円。これは需用費で9万5,000円、委託料300万円、原材料費で20万5,000円、役務費2万6,000円、14節使用料等で23万7,000円です。同じく、地元雇用促進事業308万円は、継続者が3名、1月からの新規見込み3名を見込んで6名としております。

6款農林水産業費の農業競争力強化基盤整備事業、トマム地区1,500万円。これは歳出で説明しました6,000万円の事業費に対する25%分。その下、道営担手畑地帯総合整備事業、上陸別地区、営農用水です。歳出で説明しました5,935万3,000円の繰越明許費となります。

次のページで第3表債務負担行為です。4行目以下、庁舎警備からについては、4月1日から業務に係る債務負担行為でして、予算議決いただきましたならば、その後入札執行して、4月1日からの契約に移るということになります。

8 ページ、債務負担行為の変更です。平成30年度陸別町中小企業経営安定資金利子補給で、変更前は平成31年度から39年度の194万円の限度額でしたけれども、変更後は期間が1年延びるということで、限度額は同じでございます。

第4表地方債の補正ですが、追加であります。公共事業等で、道営農道整備事業（楽農橋改修）520万円、先ほど説明させていただきました。起債の方法については、普通貸借または証券発行で、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりです。第2上陸別地区畑地帯総合整備事業については4,480万円、陸別地区草地畜産基盤整備事業トマム地区については2,310万円の追加でございます。

次のページは、変更になります。

一般単独事業で、補正前が3,790万円で、補正後が3,300万円、490万円の減額です。内訳としては、道営農道整備の楽農橋改修470万円がゼロと。陸別川河川改修、これが1,470万円が1,460万円のマイナス10万円。作集川河川改修400万円が390万円、10万円の減額であります。

緊急防災減災対策事業についても、限度額4,160万円が3,940万円でマイナス220万円。防災行政無線整備が3,220万円から180万円減額の3,040万円。防災情報通信整備940万円が900万円の40万円減額です。

過疎対策事業が3億1,530万円、これが2億8,290万円で3,240万円の減であります。過疎地域自立促進特別事業6,540万円は変更ございませんが、これは資料ナンバー4に充当一覧を載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。銀河の森専用水道整備1,500万円は1,450万円、マイナス50万円。トマム地区農地整備は、1,350万円が1,070万円の280万円の減。それから第2上陸別地区畑地帯総合整備事業については、5,860万円が3,290万円、2,570万円の減です。中陸別地区農道整備については、1,500万円が1,490万円、マイナス10万円。それから林業専用道上勲祢別本苦務線開設が830万円が630万円、マイナス200万円。経営林道陸別支線については、1,250万円がマイナス20万円の1,230万円です。下から3行目の一般廃棄物処理施設整備については、2,600万円が2,490万円、110万円の減であります。

起債については、歳入歳出でも説明しましたけれども、減額は主に事業確定に伴う減額が大きい主なものの内容です。

以上で、議案3号を終わりました。次、議案第4号の説明に移ります。

議案第4号平成30年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

6 ページ、歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 5 節積立金、基金に 1,607 万 6,000 円の積立です。資料ナンバー 3 がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

5 款の保健事業費 2 項保健事業費 1 目保健事業費 1 3 節委託料 2 5 万 9,000 円の減額。これは、インフルエンザ 200 人見ておりましたけれども、126 人ということで 74 人の減、2 5 万 9,000 円の減額です。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金の 1 目の償還金ですが、2 3 節償還金利子及び割引料 1 5 万 9,000 円については、平成 2 9 年度分の高額医療費共同事業負担金の国・道への返還でありまして、国が 7 万 9,497 円、北海道も同額の 7 万 9,497 円の償還であります。

次のページ、7 ページ、3 項繰出金 1 目の直営診療施設勘定繰出金ですが、4 3 7 万 6,000 円の減額です。これは、僻地診療所運営分ですが、当初 4,035 万 1,000 円を見ておりましたけれども、3,597 万 5,000 円ということで、4 3 7 万 6,000 円の減額です。

以上で歳出を終わりました、歳入、4 ページをお開きください。

歳入、4 ページ。

3 款道支出金 1 項道負担金 1 目の保険給付費等負担金、これは先ほど説明した僻地診療所分の運営分 4 3 7 万 6,000 円の減額です。

それから、5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金 1 0 2 万 7,000 円の減額でございます。

それから、6 款繰越金、1 項繰越金 1 目繰越金前年度繰越金 1,037 万 3,000 円の補正でありまして、1,750 万 2,413 円全額の計上であります。

次のページ、7 款諸収入 2 項雑入 5 目の療養給付費負担金、過年度分 6 6 3 万円ですが、平成 2 9 年度分の療養給付費等負担金の過年度の精算による交付であります。

以上で議案第 4 号の説明を終わりました、次、議案第 5 号の説明に移ります。

議案第 5 号平成 3 0 年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

それでは、事項別明細書、歳出、7 ページをお開きください。

歳出、7 ページ。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費。1 1 節需用費ですが、光熱水費、電気料が

不足しますので15万6,000円の追加の補正です。

歳出終わりました、歳入の5ページに移ります。

歳入の5ページ。

1款診療収入1項の入院収入ですが、412万8,000円の減額です。後期高齢者診療からその他診療報酬まで、要因は人口減少に伴う患者数の減と院外処方に伴う減が主な要因と思われます。

2項の外来収入も220万円の減額。国保、後期高齢者の減額です。

2款の使用料及び手数料、2項手数料、2目請求事務手数料ですが、15万2,000円の減額。これは、請求事務の取扱手数料の減額でして、昨年8月からレセプトと手数料の一体化になりました。それによって手数料というのが予算からはなくなると、歳入として、その分で15万2,000円の減額であります。

次のページ、5款繰入金1項他会計繰入金の1目一般会計繰入金、財政対策分で600万円の減額。

2目の国保特別会計繰入金、これも僻地診療所運営分で437万6,000円の減額であります。

6款繰越金については、前年度繰越金2,227万8,332円全額の計上をして、今回1,701万2,000円を補正計上しております。

4ページをお開きください。

4ページ、第2表債務負担行為であります。

診療所清掃委託業務から夜間休日警備委託業務まで、360万9,000円、1,497万1,000円、706万4,000円。これについては、4月1日契約にかかわる業務の内容でございます。

以上で議案第5号の説明を終わりました、次、議案第6号の説明に移ります。

議案第6号平成30年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

歳出、6ページです。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、報酬9万2,000円の減額は、水道下水道審議会3回分を見ておりましたけれども、未開催でありましたので全額減額。需用費、印刷製本費も確定見込みによる減額9万5,000円。

2 款施設費 1 項施設管理費 1 目施設維持費、1 1 節需用費 2 8 万 6, 0 0 0 円の補正、追加ですが、消耗品費 6 万 3, 0 0 0 円の追加については、漏水がふえましたので、その薬品購入の増に伴う追加。光熱水費 2 2 万 3, 0 0 0 円については、電気料の増に伴うものであります。それから 1 2 節役務費 3 万 1, 0 0 0 円、これは通信運搬費でして、電話料の増。警報等の増に伴う通信費の増であります。それから 1 3 節委託料 2 4 万 6, 0 0 0 円については、浄水場の計装機器の保守管理業務の入札執行残 2 4 万 6, 0 0 0 円の減額。備品購入費、水道メーター購入の入札執行残 5 4 万 1, 0 0 0 円です。

給与費明細書は、7 ページにあります。後ほどごらんいただきたいと思います。

歳出終わりました、歳入、5 ページに行きます。

歳入、5 ページ。

1 款使用料及び手数料 2 項手数料 1 目の水道手数料、設計手数料です。3 万 2, 0 0 0 円の追加。住宅新築 4 件分であります。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目の一般会計繰入金、財政対策分で 6 1 万 4, 0 0 0 円の減額。

6 款諸収入の 1 項雑入、1 目雑入下水道料金事務負担金 7 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。

次、4 ページをお開きください。

4 ページ、第 2 表債務負担行為です。

簡易水道施設維持委託業務 7 6 8 万 3, 0 0 0 円であります。これも 4 月 1 日契約に係る業務でございます。

以上で議案第 6 号の説明を終わりました、議案第 7 号に移ります。

議案第 7 号平成 3 0 年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6 ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、一般職手当で時間外勤務手当で 2 2 万円の減額。1 9 節負担金補助及び交付金 7 万 5, 0 0 0 円、これは下水道料金負担金 7 万 5, 0 0 0 円の減額です。これは簡水会計の負担金になります。

2 款施設費 1 項施設管理費の 1 目施設維持費。1 1 節需用費 7 1 万円は、浄水場の電気料の追加分。1 3 節委託料 2 6 8 万 1, 0 0 0 円の減額。これは浄化センター管理 1 9 9

万3,000円の減。これは入札執行残。それから、施設設備改修20万9,000円、これはマンホールの修繕の確定見込み減。それから施設移転等47万9,000円の減額は、公共ますの高さ調整などの確定見込みの減額になります。

次のページ、3款事業費1項下水道整備費1目の下水道建設費13節委託料30万8,000円の減額。これは実施設計ですけれども、浄化センター機器更新の価格調査業務の入札執行残でございます。

8ページ、9ページ、給与費明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思えます。

それでは、歳入、5ページをお開きください。

歳入、5ページ。

1款分担金及び負担金1項分担金1目下水道事業分担金、受益者分担金、前納分3戸分の7万5,000円の補正。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、財政対策分で264万9,000円の減額。

4ページをお開きください。

4ページ、第2表債務負担行為であります。

陸別浄化センター維持委託業務3,406万5,000円です。これも4月1日契約にかかわる業務でございます。

以上で議案第7号を終わり、次に、議案第8号に移ります。

議案第8号平成30年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、8ページをお開きください。

8ページ、歳出です。

1款総務費3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付金の、負担金9万8,000円の減額。これは十勝東北部3町の認定審査会の運営費ですが、確定見込みによる減額。

2款保険給付費等については、確定見込みによる減額が主でございます。1項介護サービス等諸費1目の居宅介護サービス給付費で293万4,000円の減額。以下、居宅介護サービス計画給付費100万3,000円の減額。施設介護サービス給付費475万9,000円の減額。居宅介護福祉用具購入費35万3,000円の減額。居宅介護住宅改修費72万円の減額。

次のページ、2項の介護予防サービス等諸費1目の介護予防サービス給付費171万5,000円の減額。この2項についても、確定見込みによる減額です。

2目の介護予防サービス計画給付費19万5,000円の減額。介護予防福祉用具購入費33万8,000円の減額。介護予防住宅改修費32万4,000円の減額。

次のページ、3項その他の諸費、これについても確定見込みによる減額です。1目審査支払手数料3万1,000円の減額。

4項の高額介護サービス等費、高額介護サービス費、これは3人増に伴う58万7,000円の増。

6項特定入所者介護サービス等費38万4,000円の減。この確定見込みによる減額です。

3款の地域支援事業1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費349万5,000円。1目についても、確定見込みによる減額でございます。委託料151万6,000円の減額、これは総合事業でして、一般会計でも説明しましたけれども、これは訪問サービス型のA、NPOに委託分の利用者減に伴う減額。19節負担金補助及び交付金197万9,000円の減額は、第1号事業給付費の減でして、通所介護47人の減員、それから訪問介護で3人の減、合わせて50人の減です。

2目の介護予防ケアマネジメント事業、13節委託料17万1,000円は、総合事業委託の減ですが、居宅介護事業所72件を見ておりましたけれども48件、24件のマイナス。それから、町外事業所へは12件見ておりましたけれども、これはゼロ件ということで、居宅介護事業所と合わせてマイナスの36件、17万1,000円の減額です。

3項の包括的支援事業・任意事業費1目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費13節委託料27万2,000円の減は、これも居宅介護事業所を96件見ておりましたけれども、67件で29件の減。それから町外事業所を36件見ておりましたけれども、5件で31件の減。合わせて60件の減で27万2,000円の減です。

2目の任意事業費20節扶助費、地域生活支援費55万2,000円は、成年後見制度利用額の報酬助成ですが、当初、在宅1名、施設1名を見ておりましたけれども、対象者がなしということで、全額の減額であります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページに移ります。

資料ナンバー10に所要額一覧、資料ナンバー11に財源充当一覧がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料、当初924人を見ておりましたけれども、確定見込みで910人、マイナス14人でございます。転出、死亡が主な内容でして、149万2,000円の減額。普通徴収で当初90人を見ておりましたけれども、82人でマイナス8人、6万円の減額。それから、特別徴収834人を見ておりましたけれども、828人、マイナス6人で143万2,000円の減でございます。

2款国庫支出金以下につきましては、歳出の確定見込みの減に伴うそれぞれの負担割合に基づく減額となります。

まず、1項の国庫負担金1目の介護給付費負担金が202万2,000円の減額。



2項の国庫補助金の1目調整交付金316万8,000円の減額。

2目の地域支援事業交付金91万5,000円の減額は、介護予防・日常生活支援事業で70万2,000円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業21万3,000円の減額です。

4目の保険者機能強化推進交付金28万4,000円です。これは、本目新設でありまして、介護保険法第122条の3に基づく交付金ということで、保険者機能の強化に向けて高齢者の自立支援重度化防止等に関する市町村の取り組みの達成状況に関する指標を設定して交付されるということで、今年度28万4,000円の交付であります。

次のページ、3款道支出金1項道負担金の1目介護給付費負担金22万4,000円の減額。

2項道補助金の1目地域支援事業交付金54万6,000円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業で43万9,000円の減。介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業で10万7,000円の減額です。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目の介護給付費交付金388万2,000円の減額。

2目の地域支援事業支援交付金で94万9,000円の減額であります。

6款繰入金1項他会計繰入金の1目一般会計繰入金。介護給付費繰入金で151万5,000円の減額。事務費繰入金で9万8,000円の減額。地域支援事業繰入金で54万7,000円の減額。4節の低所得者保険料軽減繰入金で6万4,000円の減額です。

繰入金で2項基金繰入金119万6,000円の取り崩しを予算化しておりましたけれども、今回取り崩しが必要ないということで、全額基金に戻すことになりました。

それから、8款諸収入3項雑入の4目雑入42万3,000円の減額ですが、介護扶助審査判定業務費で27万2,000円の減額。総合事業利用者負担金で15万1,000円の減額であります。

以上で議案第8号の説明を終わりました、議案第9号の説明に移ります。

議案第9号平成30年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料19万2,000円の減額。各種予防接種ですが、インフルエンザを400人を見ておりましたけれども、345人ということで、マイナス55人、19万2,000円の減額。それから扶助費3万4,000円の減額。償還払いですが、インフルエンザワクチン接種、20人見ておりましたけれど

も、13人ということでマイナス7人の3万4,000円の減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金529万5,000円の補正であります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページに行きます。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目の特別徴収保険料、現年度分で183万8,000円の増。2目普通徴収保険料で345万7,000円の補正であります。昨年4月に町広報紙でお知らせしておりますけれども、平成30年度から保険料率が改正になっております。所得割が10.51%から10.59%、0.08%の増で、限度額も57万円から62万円に改正になっております。均等割も4万9,809円から5万205円に保険料が改正になっておりまして、それらに伴う保険料の増となります。

3款繰入金1項他会計繰入金の1目事務費繰入金22万6,000円の減額です。

以上で、議案第3号から議案第9号までの説明を終わります。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時55分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第3号平成30年度陸別町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は20ページからを参照してください。

1款議会費、20ページから、2款総務費、25ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、3款民生費、25ページ上段から、4款衛生費、31ページ中段まで。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、ただいまの括りの中で2点質問いたします。

1点目ではありますが、3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費19節負担金補助及び交付金ではありますが、デイサービス運営事業250万8,000円の減額及び介護予防・日常生活支援総合事業運営事業111万6,000円の増額についてであります。

まず、最初にデイサービス運営事業補助金の減額についてではありますが、議案説明書資料6を参酌いたしますと、利用者の減少によって居宅介護料収入及び利用者等利用料収入が減額になっているわけではありますが、デイサービスセンターの運営費につきましても、毎年度精算という手法をとっておりまして、資金の内部留保がないと思います。したがって、通常は介護保険収入等が減少した場合、町の補助金で補うことになると思いますが、今回、補助金も減額になっているわけではありますが、これが減額できた理由をお伺い

いたします。

介護予防日常生活支援事業運営費事業補助金についてであります。これは当初予算 397 万円であったものを今回 111 万 6,000 円増額補正するわけであり。先ほどの副町長の説明をお聞きいたしますと、これは介護保険事業勘定特別会計の総合事業委託料の減額された分、運営に足りない部分をここで補っていると、そのような説明だったというように理解しております。総額で補助金のほうは 500 万円近くになるわけですが、今後もこういう総合事業との絡みの中でこういう手法をとっていくのか。それから、訪問介護につきましては社会福祉協議会もやっていると思いますが、そちらのほうもやはり利用者の減少というものがあるのか。あわせて伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今、御質問の 2 点のうち、まずデイサービスの件でございますが、利用者負担等が減少、利用者数が減った場合につきましては、もちろん普通の状況であれば、これは運営費の補助ですので補助金が増額になるというところが普通の形でございますが、今回たまたま、平成 30 年度につきましては、デイサービスの中の補助金の積算の段階でありました人件費の計算の中で、職員分を見るところがありますが、1 人退職になったのですが、その分、職員を正職員化ではなく、臨時の職員で賄ってきたということで、職員に対する給与と手当の分が大幅に減額になって、臨時の職員の分は若干ふえたということで、いわゆる人件費支出が大きく減少したと。だから、歳出の分がデイサービスの運営で減少しました。もちろん居宅介護収入とかは下がっておりますけれども、下がった分以上に大きく歳出側が下がっているということで、この分、運営費の補助である補助金を減額したというものであります。

ちょっと説明が拙くて申しわけないのですが、歳出が大きく減ったと。利用料が減った分よりも大きく歳出のほうが減っているということで、補助金の減額になっているというところでございます。

続きまして、先ほどの訪問 A のほうですね。そちらにつきましては、議員のお見込みのとおり、介護保険事業側で介護報酬に相当する委託料を町のほうで支出をしているということも含めた中で利用料負担とか事業の収入としてみているわけでございますけれども、そちらが先ほど説明のあったとおり、大きく減じたわけでございます。その分、運営費補助の精神からいって一般会計からの補助金がふえているということになります。もちろん、介護保険側で委託料が減じた分よりも、こちらから一般会計から出す分が少し数字が少のうございますけれども、こちらは事業縮小に伴ったその他の歳出の減額も含めての調整になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、今後の手法ということでありましたと思いますが、訪問 A につきましては、一応過渡期事業ということになっておりますので、平成 31 年度の話になりますけれども、平成 31 年度中にこの訪問 A 自体の存続なのか、また別の手法なのかということをもた協議して決めていかなければならないというふうになっております。

社協のほうの訪問介護の人数も減ってきているのではということでありまして、こちらはなかなか判断が難しいところでありまして、利用者本人というよりも家族の介護力だとか、その考え方でホームヘルプを使うより施設にとかという考え方もままありまして、簡単には読み込めないというところがあります。今後も、関係団体を集めた地域包括ケア会議とか、それから地域ケア会議等で協議をしていきながら動向を見据えていきたいというところでありまして。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま御答弁いただきまして、確かに総合事業とか、国のほうはいろいろな制度をつくるのですが、一定の利用者がいなければ町村の負担というのは大変にこれからも増していくだろうと、そのように考えるわけでありまして。どこかで、事業の組み合わせの見直しも考えなければならぬだろうとは思いますが、当面はこういう形を通らざるを得ないのだろうと思っております。

その中で、今回の介護予防・日常生活支援総合事業の利用者の減少、それから資料6の陸別町デイサービスセンターにおける要支援1・2の利用者の減少、これがやはり関連して介護度の軽い軽介護度者というのは減る傾向にあるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今回の質問は非常に答弁が難しいものでありまして、今回この資料にあるとおり、要支援2と要介護2が大きく減っているわけですが、こちら、あくまでもデイサービスに限った話でございます。介護保険事業計画のシミュレーション等でも推計は出ておりますけれども、減っていくという推計は出ているわけではございません。先ほども申し上げましたとおり、こういうサービスを利用するか、本来であれば、利用者本人が喜んでいただけるようなサービスがいいのかもしれませんが、どちらかという、今、介護の低減化ということで行われているのがありまして、利用される方々の介護度が若干軽い方もこのサービスを使わないで、また別のサービスを利用してしまっているという状況があるのではないかとこのふうには推計しているところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 30ページの4款2項の衛生費関係のごみ分別作業庫の建設に関してお聞きしたいのですが、今回、不用額107万円になっているのですが、これは平成30年度の当初予算で組まれて、そして、その後8月のときに臨時議会で補正を組んで実施されてきたわけなのですが、3月のときには設計予算が112万円ぐらいと。そして實際上、4月25日には設計委託をしているわけなのですが、

今回百何万円が不用額になった点で、設計に基づいて総額2,300万円ですか、入札価格を見ますと、これは8月28日。ということになって、やられた実態の中で設計どおりに施工されたのかどうか。そして、もちろん検定も受かったのか。受かったと思うのですが、12月28日までだったかな、予定を組んでいるということだったのですけれども。当然こういった不用額が出たということは決定額なのですけれども、その辺についてのいきさつというのですか、設計どおり実際につくられたのかどうか。それに対して検定をちゃんとしたのかどうか。その辺ちょっと先にお聞きします。

○議長（宮川 寛君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今の御質問であります。設計につきましては、当初の委託業務の結果をもとに積算しております。工事のほうにつきましても、予定どおり工事のほうが行われまして、昨年12月28日で工事のほうを完了しまして、年明けまして9日に検定をし、設計どおり現場のほうに施工されたということを確認して工事のほうを完了しております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 設計どおりに施工されたというのですけれども、先般ちょっとごみ処理上関係で見させてもらったのです。実際にできあがっているごみ処理施設を見たのですけれども、解せないというか理解できないのは、壁の張り方がスカート状なのだよね。というか、簡単に言えば、あれでは当然、僕も見にいったときに吹雪の後だったので雪が入っているのです。すき間が出て。そして、働いている人たちにちょっと聞いて、これで果たしてきちっとしたものなのかと言うと、でき上がっているものだから。そうしたら、ネズミや、夏になれば蛇が来るのでないのと。すき間があいているという作り方をしたということは、僕は施工者ではなくて、設計の段階でそういうようなことを許したのかなと思えば、きちっとしたごみ処理施設としては、あんまりいいものではないのではないかと、私思うわけなのですけれども。すき間があるということ自身が、当然あの中にごみ、収集してきたものを置くわけなのです。そういった面でいけば、そういう小動物等が入って、余り保管庫にふさわしくないのではないかとということを含めて、施工者は悪いとは思わないのですけれども、設計どおりされたということなので、設計のほうが悪いという、その辺のお気づきの点はどうですか。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時16分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁。

清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 再度、今、設計書のほうを確認してきておりますが、基礎、立ち上がりの部分から鉄骨のほうを組み上がりまして、その部分にシーチャンと言われ

るものが抱かされた中で外壁ができる形で、それによって、外壁のトタンの部分と多分その基礎の立ち上がりの部分に若干のすき間があるというような議員の御指摘ではないかなというふうに思われます。

これにつきましては、当課のほうで設計積算した際の設計図とは同じような形になっております。この辺につきましては、現地のほうで先ほど雪が入るだとか動物が入るのではないかなというような御指摘のほうもありましたので、それにつきましては、今後ちょっと現地のほうを確認しまして、そういったような問題が発生しているのであれば、その部分については対処していかなくてはいけないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） ただいまの答弁を聞いて、最終的には後処理をしなければならないと、私は思うのですよね。今も話がありましたように、もちろん小動物等に入られるごみ施設では、やっぱり中に入った品物が荒らされたり、あるいは汚されたりすると。せっかく収集したものの雨風を防ぐと言いながら、雪水が入ったりするということでは問題があるし、それから従業員は、そこで働く人たちは、あれだけあいていれば、相当な日当たりも逆方向なために寒いので、塞ぐことによって多少はやっぱり暖房的というか、そういうものも保たれると思うので、私的には、やり直しということではないけれども、手直しをして、きちっとそういうものの利用ができる形をとってもらいたいと思います。もちろん、100万円のできるかどうかは私わかりません。そういう完全というか、きつとしたものをつくるのが公共施設だと思しますので、その辺よろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 御指摘ありましたので、現場をちょっと確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に5款労働費、31ページ中段から、6款農林水産業費、34ページまで。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 31ページの5款労働費1項労働諸費2目緊急対策13節の委託料54万7,000円について、ちょっとお伺いいたします。

先ほど副町長から説明ありましたが、今回54万7,000円の金額の減額が発生しております。最終的に、利用者の現状についてどのような形でなっているのか。その辺ちょっと説明お願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 緊急雇用対策事業の平成30年度の利用状況でございます。

すけれども、当初、登録している会社が林業関係で3社、建設業関係で3社ということで、これは昨年と同様の数でございます。その中で、2月末時点までで実施している会社につきましては、林業が2社、建設業が3社という形になっております。登録人数は昨年より若干ふえておりますが、これにつきましては、平成30年度から町外からも通勤している方も対象にするということで対象者はふえておりますが、実際に実施している人数については、ほぼ昨年と同様の人数になっております。

林業につきましては、1社は、ほぼ昨年同様の利用になるのですが、もう1社が、昨年より全体に若干数十時間ずつふえまして、林業については、全体で450時間ほど現時点で昨年よりふえております。ただ、建設関係が昨年に比べて2月末時点で760時間ほど減少しているということにはなっております。ただ、3月にまだ事業を実施している会社もございますので、その後、どれだけ出てくるかはまだはっきりはしておりませんが、先ほど副町長からも説明があったとおり、今年度の見込み額は899万9,000円というふうに見込んでおまして、当初予算1,254万6,000円のうち、899万9,000円を引いた残額の中から300万円を平成31年度に繰り越しをして、残った分を今回減額という形にさせていただいております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） ちょっと確認させていただきたいのですが、以前は町外の働いている方は該当にならないというふうに聞いていたのですが、平成30年度からは町外の方も一応対象になるということで理解してよろしいですか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 平成30年度からは、町外から通勤されている方も該当ということで、例えば林業だと1人、建設業だと8人が登録されておりますが、そのうち実際にこの事業に入られている方は、林業はそのまま1人入っていますが、建設関係については、今の段階では2人利用という形になっております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、32ページ農業競争力強化基盤整備事業、それと34ページの有害鳥獣駆除従事者の育成補助金ということで、2点ほど質問させていただきます。

まず、トナム地区における基盤整備事業なのですけれども、今年度と新年度に向けて繰越明許等で面積もふえるということなのですけれども、先般の農業委員会の総会で、非常に工事が雑だと。ただ事業が完了して、それで終了だなと思っているぐらいの業者かなと思うのですけれども、ぜひとも、春先における播種の状況ですとか、そういうことを把握して、きちっと手直し等をしてもらわなかったら、やはりこれだけの農家負担分もございまして、そこら辺もきちっとしていただきたいと同時に、町長宛てに農業委員会のほうから意見書を提出して、道に対して強くここら辺の要望をしていただきたいのと同時に、

やはり業者を入札するとききちっとそこら辺も言って、きちっとしていただかなかつたら、昨年度も相当な裸地被害が多かったと。そして、担当者に言うと、担当者がかわって、できませんと。それではこの事業成り立たないと思うのですけれども、そこら辺きちっと、去年も相当の苦情あったでしょう。皆さんのほうから。そこら辺のことも含めて、新年度に向けてきちっとしてもらわなかったら、せつかくのこういう事業ですから、うちの農業委員会の総会の中で、この事業を打ち切って、新しい事業にのったほうがいいのではないかという声もありましたよ。だから、きちっと業者を選択して、きちっとした入札をしていただかなかつたら、それときちっとした仕事をしていただかなかつたら、この整備事業なんていうのは何のためにやっているのかわからないので、きちっとしたお金を生むようなきちっとした整備事業をしていただきたいと思っております。

それと、ハンターの育成なのですけれども、今回2名の該当者なしだということなのですけれども、そこら辺も含めて、昨年の秋にハンターによる誤射の死亡事故によって冬期間国有林の中に入林許可が出なくて、鹿の駆除ができなかったという実態がございます。そこを含めて、隣町では、国に対してのあれですけれども、うちはきちっとした駆除をやるよという町村もありましたよね。新聞に載っていたように。そして、ドリームハンタはことし、しばれフェスティバルに、やはり鹿がとれなかったということで出店は見合わせたという現状もございます。そこら辺含めて、ことしの春耕期を迎えて、これから鹿の駆除等、鹿の被害が相当ふえると思われるのですけれども、そこら辺はどういう見込みでいるのか、お尋ねします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） ただいまの道営事業の基盤整備の関係でございますけれども、確かにいろいろ御意見等ありまして、その都度、この事業につきましては北海道が事業主体になっておりますので、我々のほうから業者をどうするこうするというお話は直接はできないのですけれども、しっかり工事等進めるように、その都度、この場合は総合振興局の北部耕地出張所が窓口になるわけですけれども、そこにはいつも常日ごろ地元の声を届けているところでございます。また、今年度、平成31年度も、なるべく早い執行ということも含めてお願いはしているところでございます。

それと、次の新しい事業というふうになるのですけれども、現在実施している陸別地区がまだ計画どおり進んでいないという状況もございます。これにつきましては、施工状況というよりも、国の予算がしっかりつかないことも関係しておりまして、特に面整備が若干残っている部分がございますが、これらのある程度執行しないと次の事業に進めないということも道から話を聞いているところです。せつかく大きなお金をかけて整備をするわけですから、当然、受益者である農家の皆さんが納得できる工事をしてもらうというのは絶対条件であるというふうに、こちらのほうも考えております。

それと、有害鳥獣駆除の関係でありますけれども、昨年、道央地区で残念な誤射事故が発生しまして、その後も人身事故等も発生しております。それらを受けて、国有林のほう



としては、ことしの1月15日から全面入林禁止という措置がとられております。

ただ、町で実施する有害駆除につきましては、国有林もその場合は入林してもよいということでありまして、陸別の場合は、12月から2月にかけて七、八回一斉駆除を国有林内で実施しているところがございます。そのほかに、国有林の事業にもなるのですけれども、国有林としての有害駆除事業も実施しておりまして、それにつきましても地元のハンターも協力して実施しているところがございます。雪が解けて、どれぐらい被害がふえるかというのは、ちょっと現時点でははっきり申し上げられないのですが、冬の間もそれなりの、一般飼料としての捕獲は少ないとは思いますが、有害駆除での捕獲はそこそこできているのかなというふうには理解をしているところがございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） やはり、ぜひとも、これだけの受益者負担がここに載っていますよね。ありますので、きちっとした面の整備をしていただかなかったら、お金を投じているような整備事業ではどうもならないし、農家としては、当然、新年度に向けてやはり草地の増水を見込むのです。草地の更新をするということは、永年草地から新しい草地に切りかえることで期待もしますよ。しかしながら、春先になったら、裸地が多過ぎると。その裸地の解消に対してどうするのだということで、役場を通じて苦情の電話が行きますよね。そうすると今言ったように、北部のほうに何か連絡をとっているというのですけれども、やはり業者に、春先にきちっとした形で、当然先ほどあったように、仕事の最後にきちっとしたことをしっかりと見ていただかなかったら、春先に手直しがあるのなら手直しをしっかりといただくということは念頭から業者に伝えなかつたら、やったら終わりですよなんて言っているから、担当者がかかわってわかりませんか、簡単に逃げられるのですよ。だから、そこら辺もきちっと含めた中で、陸別町内にどの業者が入っているかわからないと言いますが、入ってきた段階できちっとした事業を遂行してくださいということをきちっと申し伝えてほしいなと思っております。

それと、先ほどの有害駆除の件なのですけれども、やはり鹿の頭数が絶対的に多いということで、春先から今後にかけての相当な駆除を期待するわけなのですけれども、やはり高齢化に伴うハンターが当然少ないということで、できたらハンターの増員も含めた中できちっとした何か対応を考えられないかなと思いますので、どうかそこら辺を含めた中できちっとお願いをしたいと。

それと、近いうちに、町長に農業委員会として、道に対しての意見書を提出しますので、道に対してきちっとした御意見を言っていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 道営事業につきましては、ただいま議員のおっしゃられたとおりということもございます。その都度、こちらからもしっかり申し入れをしていき

たいというふうを考えております。

また、ハンターの関係につきましては、たまたま平成30年度は該当者がいなかったわけですけれども、今後も事あるごとにハンターを通じて、人がふえてくれるようにいろいろお話をしていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、7款商工費、35ページから、9款消防費、38ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、10款教育費、39ページから、12款公債費、44ページまで。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 学校給食の関係なのですけれども、小中で減額しているわけなのですけれども、何か当初予算より生徒数が減ったのか、それとも利用されなかったのか。簡単に言えば、不登校という言い方は悪いけれども、来なくて給食が供給されなかったのか。その辺についての原因は何ですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 給食につきましては、おおむね保育所、小学校、中学校ありますけれども、ほぼ大体200日から220日くらいを当初予算ということで見えていますけれども、若干余裕を見ているという食数で見えております。

当然、学校のほうで年間行事スケジュールをつくっているのですけれども、行事等によって当然食数が減るだとか、それから、今年は余り流行しませんでしたけれども、例えばインフルエンザだとか、そういう臨時休校だとか、悪天候等で急遽学校が休校になるだとかということで、不測の事態で休みになるということがありますので、その分と、若干もともととききちだと、例えば急遽転入、転校生があつてふえたというところに対応できなくなってしまいますので、その分の若干余裕を見ているということと、学校の日数がその年によっていろいろ天候等によって臨時休校するときの調整用で若干違うということと、ことしは、こちら側とすれば、ある程度おおむね予定どおりぐらいの状況かなというふうに把握しているところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切つての質疑は終わっておりますので、他の款との関連あるもののみとします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、10ページから19ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、繰越明許費の補正、第3条、債務負担行為の補正、第4条、地方債の補正。6ページから9ページの第2表から第4表を参照してください。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 最後に、歳入歳出全般についての質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第3号平成30年度陸別町一般会計補正予算(第7号)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号平成30年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第4号平成30年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第5号平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 6ページの11節需用費の関係で、先ほど説明を受けた消耗品6万3,000円を追加しているわけなのですが、その説明の中で浄水場による薬品ということになっているのですけれども、漏水している箇所等については、当然工事費も伴うのではないかと思うのですけれども。その辺についてはどのように処理されたのですか。多分漏水箇所を見つけたのか、それとも、見つからないまま漏水が多いということなのですか。その辺どうですか。

○議長（宮川 寛君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 先ほどの説明の中で、漏水というような形で説明させていただいております。私ども担当課のほうとしては、漏水箇所を特定し、漏水があるという現状箇所を確認はできておりません。ただ、これまでの経過の中で、今年度の浄水場のほう

に入ってくる水量が昨年の同月と比べましてふえてきているというような状態がありまして、使用する配水流量のほうから考えても流量が例年よりちょっと多くなっているということは、どこかでもしかすると漏水している可能性があるのではないかという予測のもとでの状態であります。ですが、そういった部分も含めまして、浄水場のほうで水をつくっている、そういう水も含めましてつくっている状況でして、昨年より扱う原水の量、また配水する料がふえてきている現状にあります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今まで、いつの時点でそういう差が生じているのか、ちょっとわからないのですけれども、いずれにしても、今、冬期期間中なので、すぐ漏水箇所を見つけるというのは困難かと思うのですけれども、今後やっぱりそういう漏水を食いとめることによって、それこそロスがなくなるようにしたいと思うのですけれども、その辺についての今後の対策について、考えを伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今、議員お話しされていたとおりで、この時期ですとなかなか漏水箇所を見つけることが難しい状況にあります。雪解けを迎えまして、時期を見ながら、うちの施設についての漏水箇所の特定をできるように担当課のほうで対応していきたいというふうには思いますし、また皆さんからの状況なんかもよく加味しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第6号平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号平成30年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第7号平成30年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから12ページまでを参照してください。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、歳入歳出両方にまたがります事案について質問いたします。

2款の国庫支出金及び3款の道支出金の介護給付費負担金、さらには、4款の支払基金交付金の介護給付費交付金、そして、歳出の2款の保険給付費の居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費、さらには3款の地域支援事業費の総合事業委託料についてであります。

議案説明書、資料10に掲げられておりますように、いずれも減額の補正であります。これは、毎年度予算を組み立てる上でのテクニックの部分もあると思いますが、今年度は介護報酬の改定も行われております。この影響であります。例えば通所介護事業でありましたら、サービス提供時間の区分が細分化されております。陸別町の場合、送迎に時間が他の町の事業所よりは広範囲に運行しますので、送迎に時間を要するという事でサー

ビス提供時間が減るということで、細分化されればされるほど決してありがたいことではないわけではありますが、今回の改定で、ごく概略でわかる部分で結構なのですが、どのようなものが見直しされたのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの質問でありますけれども、今回、平成30年度の介護報酬の改定、大きな柱9本ぐらいありますけれども、そのうちの一つに高額所得者の3割負担化ということと、あと今、議員がおっしゃってございましたとおり、訪問介護と通所介護の介護報酬ですね、報酬の、いわゆる減額がありました。これが今回のそれぞれの減額にどれほど影響を与えているのかというのは、数字としては全く押さえておりませんが、少しは影響しているものだと思います。

実は今回の減額は、居宅介護でいきますと、訪問介護が実人数で、ちょっと押さえているだけなのですけれども、当初よりも2人減る見込みということで、その影響額が大体280万円ぐらいになります。給付費ですね。通所介護も、3人の減で200万円強の減額の影響が出ております。ふえた要因としては、1個ありまして、住宅型の有料老人ホームに入られた方が、ことし、いらっしゃいます。そこは予定ちょっと外だったので、そこは約400万円ぐらいの増となっています。それから、そこで大体とんとんに近いのですけれども、地域密着型のデイサービスのところでも、予想よりも4人減りまして246万円ぐらいの減ということで、総体的に居宅介護のほうの給付費の減になっているというふうに考えております。

それから、施設介護のほうですけれども、こちら実は、ほぼほぼ特養なのですけれども、予定している実人数40人の予算を組んでおりましたけれども、実態としては39人ということで、通常でいけば、年間、単純計算で行くと280万円から300万円ぐらいの影響額というふうに、1人なのですけれども、実は入所退所のタイミングとか、実人数39人でも実際のところ37人だったとか38人だったとかという時期もありまして、その影響で475万円余りの給付減となったことであります。

ですので、今回の報酬改定がどこまで影響していたのかというところまではまだ分析はできておりませんが、今回の補正はあくまでも利用者減が大きいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今回の介護報酬の改定に関連してお伺いしたいのですが、この報酬の改定のたびに介護人材の確保のための介護職員処遇改善加算というものが毎回見直されるわけでありまして、これは介護給付費、それから地域支援事業費の実態として、介護老人福祉施設、それから認知症対応型のグループホーム、それから訪問介護、訪問入浴と、町内ではこれだけの事業が介護保険事業として行われておりまして、この処遇改善加算、年々1人当たりの額が大きくなりまして、現在、年間で1人当たり一番高い部類で4

4万円余り、それから、安くても14万円余り。これは施設の体制のとり方によって5段階に分かれて国から交付されていると思います。その実態をわかる範囲で結構ですが、お伺いしたいと。

わかりやすく言えば、本人に実際どのぐらい行っているのかと。ほかの町では、今申し上げました44万円とか、そういう金額をすっと3月末に一時金で渡しているところもあるわけですが、そうでなくて、通常の給与体系の中で基本給に賦課しているところもあるのではないかと思います。そのあたり、人材確保の観点から実態をお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの改善の関係でございますけれども、処遇改善は陸別2法人、北勝光生会と優愛館、それぞれありますけれども、北勝光生会はデイサービスの関係もありまして書類等見させてもらってございまして、実は、北勝光生会は、段階は今、議員おっしゃったとおり、1段階から5段階までありまして、1段階が一番加算がいいのです。そして2番からだんだん下がっていくのですけれども、実は北勝光生会は第1段階ということで、一番いい加算をいただいております。これにつきましては、給与もしくは賃金の額にそのまま反映させているということになってございます。

ちなみに、NPOにつきましても、実は加算1ということで、一番いい加算をいただいているというところであります。

ですので、基本的には私のほうの手元にある資料によりますと、個々人の賃金なり給料なりに反映されているというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第8号平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号平成30年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。



第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号平成30年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時08分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第12 議案第10号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託 について

---

○議長(宮川 寛君) 日程第12 議案第10号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第10号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてですが、北海道自治体情報システム協議会戸籍システム共同利用参加に当たり、代表町(蘭越町)より規約を定める旨の協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長より説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 芳賀町民課長。

○町民課長(芳賀 均君) それでは、議案第10号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について説明いたします。

この議案の説明をする前に、戸籍事務に関する件につきまして、若干説明をさせていた

だきたいと存じます。

戸籍事務は、元来、戸籍法等で市町村ごとに取り扱いをして、戸籍簿や除籍簿を庁舎外へ持ち出すことが禁じられていましたが、平成7年11月30日付の通達以後、一部事務組合や広域連合のほか、受託町村に設置したコンピューターを複数の自治体が共同利用することが可能となり、庁舎外へサーバーを設置することも起用されております。

当町では、戸籍事務を電子情報処理組織、いわゆるコンピューターシステムに平成26年6月28日から移行しておりまして、運用開始から平成31年6月で丸5年を経過いたします。国が定める電子機器の耐用年数が5年ということで、新年度が関連機器の更新時期ということになります。以後、5年ごとに機器更新が必要ということでありまして。これは、当町のみならず、道内各町村にとって、この機器更新の経費は非常に大きな負担となります。

そこで、当町が会員となっております北海道自治体情報システム協議会において、当該機器更新を含めた管理経費負担の軽減のために、まず平成29年度に機器の更新時期を迎えました3町、蘭越町を代表町、いわゆる受託町としてむかわ町、佐呂間町が先行して戸籍システム機器の共同利用を行っております。以後、更新時期を迎える町村の共同化を随時実施していくこととしており、平成30年度に機器の更新時期を迎えた6町、寿都町、置戸町、新得町、愛別町、東川町、ニセコ町が参加しております。平成31年度に機器の更新時期を迎える当町が、その共同化に参加しようとするものであります。

なお、北海道自治体情報システム協議会は、任意団体ということで、冒頭に申し上げました一部事務組合や広域連合、町村に該当しないことから、戸籍事務を受託することができません。そこで、札幌近郊にある蘭越町を戸籍事務を受託する代表庁としております。

今回の議案の概要を申し上げますと、ただいま説明いたしました共同利用に参加するため、地方自治法に基づき規約を定め、代表町である蘭越町に委託し、また蘭越町とこの規約について協議するため、議会の議決をお願いするものであります。

ここで、議案集13ページをごらんいただきたいと思います。

本文を読み上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を陸別町が蘭越町へ委託することに関し、別紙のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求めます。

ここで、地方自治法第252条の14というのは、事務の委託に関する規定であります。簡潔に申しますと、普通地方公共団体は、協議により規約を定め、当該団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して管理及び執行させることができるという内容です。

同法第252条の2の2は、協議会の設置規定であります。普通地方公共団体が共同して事務を行うために協議会を設ける場合には、第3項で、その協議については関係する

実際の議会の議決を経なければならないとする規定で、今回の委託する場合についての協議も、この規定を準用するというものであります。

次のページ、14ページをごらんいただきたいと思います。

事務の委託に関する規約について説明させていただきます。

規約の名称は、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約であります。

第1条は、委託する事務の内容であります。その事務とは、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行であり、具体的にはコンピューターシステムの保守管理、更新等の事務となります。この事務を蘭越町に委託するものであります。そして、この委託の実施時期をことしの6月と予定しております。

第2条は、事務の管理及び執行の方法について規定しておりまして、第1項では、蘭越町の条例、規則、その他の規定に基づき行われるとし、第2項でそれらの条例等について制定、改正、または廃止しようとするときの委託自治体への通知を定めております。

第3条は、経費の負担であります。委託事務に関する経費は、北海道自治体情報システム協議会の戸籍システムの運用にかかる負担金として算定され、負担するものとしております。

第4条では、この委託事務に関して、協議会の運営する会議において連絡調整をすると規定しております。

第5条は、補則として、この規約の定め以外に必要な事項を協議することについてを定めたものであります。

附則は、施行時期の定めで、4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。ありませんか。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 先ほど、期限が過ぎた6町村とあったと思うのですがけれども、仮に十勝でいえば新得町、新得町もこの蘭越町に入ったのかと、それと、先ほど経費の負担の軽減ということなのですかけれども、第3条にある戸籍システムの負担金というのは、仮にどれぐらいの割合で下がるのか。負担金がですね。そして、蘭越町も5年の到来でまた別々になったというか、ずっと蘭越町で委託契約を結ぶのか、そこら辺ちょっとお尋ねします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 自治体情報システム協議会に参加している町村のうち、当町が今回参加するのが第2グループということになるのですが、そのグループの中に新得町が先行して入っているということになります。

それから、第3条の経費の負担のお話ですが、これは、蘭越町に対して当町が委託することに対する経費の決まりです。金額を申し上げますと、月一律2,000円ということ

で支払うことになって、これは来年からの支払いになります。

それから、この代表町というのは、これからもずっと蘭越町ということになります。

○議長（宮川 寛君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第13 議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

---

○議長（宮川 寛君） 日程第13 議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、りくべつ宇宙地球科学館館長などの報酬について、実情に合わせて改正する必要があるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長より説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

まず、資料によりまして説明をさせていただきます。資料ナンバー12-1をお開きください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明資料でございます。

一つ目の改正の趣旨でございます。りくべつ宇宙地球科学館の館長の報酬について、実情に合わせて改正するものでありまして、現在の「月額1万3,500円」を「月額4万円」に改正しようとするものでございます。また、技術専門員を廃止するものでございます。

2番目の新旧対照表、これは、次のページの12-2にも同様の記載になっておりますけれども、現行が、館長、月額1万3,500円、技術専門員、月額1万3,500円、これを改正後につきましては、技術専門員を削除いたしまして、館長月額4万円としたいというものでございます。

3番目に、りくべつ宇宙地球科学館館長の設置関連条例等の抜粋を記載しております。りくべつ宇宙地球科学館条例の第3条では、科学館に管理運営のため、館長その他必要な職員を置くことができるとしております。二つ目に、りくべつ宇宙地球科学館館長及び技術専門員設置要綱の中の第2条では、館長は科学館の管理運営について指導助言を行う。第3条、館長等は、専門の知識及び経験を有する者のうちから町長が任命する。第4条、館長等の任期は、2年とする。

4番目であります。館長、技術専門員の現在の任命状況でございます。

館長は、現在、上出洋介氏、元名古屋大学太陽地球環境研究所所長、現在は名古屋大学名誉教授でございます。任命は、平成22年4月から館長をやっていただいております。今の任期満了につきましては、平成32年3月となっております。

技術専門員につきましては、平成20年4月から空席となっております。

それでは、議案集の15ページにお戻りいただきたいと思っております。

本文につきましては、先ほどの説明になりますけれども、附則、この条例は、平成31年4月1日から施行するとなります。

以上で、大変簡単ですけれども説明とさせていただきます。以後、御質問によりお答えいたしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第12号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

---

○議長(宮川 寛君) 日程第14 議案第12号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第12号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてですが、学校教育法の一部を改正する法律の施行及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、水道法施行令等の一部が改正されたことにより、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について見直しが行われたため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長より説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) それでは、議案第12号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回、学校教育法の一部を改正する法律、また技術士法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴いまして、今回の改正というふうになっておりますが、学校教育法の改正の概要につきましては、専門職業人の育成を目的とした新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けることとされております。また、技術士法施行規則の一部を改正する省令につきましては、現在の技術士第2次試験の専門科目について、現在20部門96科目のところを20部門の69科目に大括り化されること、それによりまして、上下水道部門についても、選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることとなっております。これらを受けまして、今回の陸別町の簡易水道事業給水条例の一部を改正する内容となっております。

お手元の議案説明書の資料ナンバー13-1をごらんください。

向かいまして右側のほうに現行、旧条例、また左側のほうに今回改正されます内容が記載されております。今回の改正につきましては、大きく27条の給水装置の基準違反に対する措置、また35条の布設工事監督者の資格、36条の水道技術管理者の資格の3条につきましてはの改正となります。

それでは、新旧対照表を使って説明させていただきます。

まず、第27条につきましてであります。2行目、水道法施行令「第4条」に規定するとありますが、今回の改正で、水道法施行令「第5条」に規定すると変わります。

また、そのページの中段から下のほう、第35条に入りますが、改正点につきましては、次の13-2のほうのページになります。最初のほうの2行目、第3号であります。現行では、学校教育法による短期大学又はというふうになっておりますが、ここの「短期大学又は」の部分が、学校教育法による「短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは」というふうに変更になります。

また、この後の文章で、3行目になります。卒業した後という部分の後に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」が追加されます。

さらに、第6号、現行では、学校教育法に「よる」となっておりますが、新しくは、学校教育法に「基づく」というふうに変更されます。

その後、中段より下のほうの第8号であります。現行では、又は水道環境を選択したものに限りとなっておりますが、この「又は水道環境」の部分が削除されます。

続きまして、下から5行目、第36条の部分に入りますが、本文につきましては次のページのほうになっております。ナンバー13-3の1行目からであります。相当する科目を修めて卒業した後の後に、新たに、「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」が追加されます。

また、その右のほうでいきますと、2行目のほうの最後のほう、学校を卒業した者の後に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」が追加されます。

また、第4号におきまして、3行目、「卒業した後」とありますが、この部分が「卒業した（当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」というふうに変更されます。

最後に、第4号の4行目の終わりのところなのですが、現行で、同条第3号に規定する学校の卒業者と文末にあるのですが、この部分に新たに、「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を追加することになっております。

拙い説明ではありますが、新旧対照表を使っての説明は以上であります。

それでは、議案のほうに戻りまして、議案第12号をさせていただきます。

陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

陸別町簡易水道事業給水条例（平成10年陸別町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第27条中「第4条」を「第5条」に改める。

第35条第3号中「短期大学又は」を「短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは」に改め、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第6号中「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第36条第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同条第4号中「卒業した後」を「卒業した(当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。))を修了した場合を含む。)後」に改め、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))」を加える。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上であります。以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮川 寛君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会宣告

---

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時37分



以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員